

第43回 通常総会報告

本協会第43回通常総会は、平成22年5月25日（火）15時30分から、東京都千代田区・都市センターホテルにおいて開催された。

定刻、定款第24条の規定に基づき、出席者全員の賛同を得て、阪田会長が議長に選出された後、出席会員は4215名（うち委任状出席4102名）で、定款第25条に定める定足数（会員総数7792名の過半数以上）を満たして総会が成立していることが宣言された。引き続き、第1号議案「平成21年度事業報告」、第2号議案「平成21年度決算報告」、第3号議案「平成22年

平成22年度役員（理事：五十音順）

役職名	氏 名	勤 務 先
会 長	梶田 佳寛	宇都宮大学工学研究科地球環境デザイン専攻
副会長	魚本 健人	芝浦工業大学工学部土木工学科
〃	小林 茂広	住友大阪セメント㈱
〃	三橋 博三	東北工業大学大学院工学研究科建築学専攻
専務理事	五十嵐英暉	(株)日本コンクリート工学協会
理 事	和泉 信之	千葉大学大学院工学研究科建築・都市科学専攻建築コース
〃	一瀬 賢一	(株)大林組技術研究所生産技術研究部
〃	宇治 公隆	首都大学東京大学院都市環境科学研究科
〃	大即 信明	東京工業大学大学院理工学研究科国際開発工学専攻
〃	加藤 大介	新潟大学工学部建設学科
〃	壁谷澤寿海	東京大学地震研究所
〃	河辺 伸二	名古屋工業大学大学院社会工学専攻
〃	木村 秀樹	(株)竹中工務店技術研究所建設技術研究部構造部門
〃	倉本 洋	大阪大学大学院工学研究科地球総合工学専攻
〃	古賀 康男	(株)セメント協会研究所
〃	堺 孝司	香川大学工学部安全システム建設工学科
〃	佐藤 嘉昭	大分大学工学部福祉環境工学科・建築コース
〃	鈴木 一雄	全国生コンクリート工業組合連合会技術部
〃	鈴木 基行	東北大学大学院工学研究科土木工学専攻
〃	高木 友喜	山宗化学㈱
〃	高島 清光	共和コンクリート工業㈱技術部
〃	高橋 徹	(株)日本砂利協会
〃	高橋 義裕	北海学園大学工学部社会環境工学科
〃	堤 知明	東京電力㈱技術開発研究所設備基盤技術グループ
〃	富田 知己	(株)都市再生機構技術コスト管理室
〃	半野 久光	首都高速道路(株)東京建設局
〃	二羽淳一郎	東京工業大学大学院理工学研究科土木工学専攻
〃	野澤伸一郎	東日本旅客鉄道(株)構造技術センター
〃	前川 宏一	東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻
〃	宮澤 伸吾	足利工業大学工学部都市環境工学科
〃	宮本 文穂	山口大学大学院理工学研究科環境共生系専攻
〃	吉田 治雄	全国生コンクリート工業組合連合会
〃	六郷 恵哲	岐阜大学工学部社会基盤工学科
監 事	日紫喜剛啓	鹿島建設(株)技術研究所
〃	村田 芳樹	(株)セメント協会研究所

度事業計画案」、第4号議案「平成22年度収支予算案」について、それぞれ担当理事から説明があり、いずれも原案通り承認可決された。つづいて、公益社団法人への移行に関する第5号議案公益社団法人への移行、第6号議案公益社団法人への移行に伴う財産の変更、および第7号議案公益社団法人への移行に伴う定款の変更について、担当副会長および担当理事から説明があり、原案通り承認可決された。さらに、第8号議案名誉会員の推挙において、小島克朗氏、鈴木脩氏、内藤隆史氏、沼田晋一氏、野村設郎氏、服部高重氏、南宏一氏、森野奎二氏、森山容州氏の9名を名誉会員に推挙することが、原案通り承認された。第9号議案役員選挙結果報告では、任期満了に伴う後任役員として、会長に梶田佳寛氏、副会長に小林茂広氏および三橋博三氏のほか、理事、監事19名の役員候補者が当選したことが、担当理事より報告された。

平成22年度の役員および第1～9号議案の概要は下記のとおりである。

なお、総会終了後、引続き同会場において名誉会員推挙状贈呈、および2010年日本コンクリート工学協会賞贈呈が行われた。

＊

平成21年度事業報告の概要

1. 会 務 運 営

(1) 総 会

第42回通常総会を平成21年5月26日15時30分から、東京都千代田区・都市センターホテルにおいて開催し、下記の議案を付議した。出席者は委任状(4060名)を含め4139名であった。

- 1) 平成20年度事業報告、同決算報告、平成21年度事業計画案、同収支予算案を審議し、それぞれ原案どおり承認、可決した。
- 2) 青柳征夫氏、大井孝和氏、大塩明氏、太田利隆氏、岡村甫氏、柿崎正義氏、川村満紀氏、佐藤健氏、友澤史紀氏、中原康氏の10名を名誉会員として推挙することを承認した。
- 3) 任期満了に伴う役員の後任選挙の結果、副会長に魚本健人氏はじめ、理事・監事の13名が当選した旨報告があり承認した。

(2) 理 事 会

定例理事会を4、5、6、8、10、12、2、3月の合計8回開催した。主要な処理事項は、次のとおりである。

- 1) 平成20年度事業報告、同決算報告、平成21年度事業計画案、同収支予算案を承認した。
- 2) 任期満了に伴う後任役員の実施した。
- 3) 会員の入退会を承認した。
- 4) 2010年日本コンクリート工学協会賞受賞者として、論文賞3点（受賞者11名）・技術賞2点（受賞者8名）・奨励賞2点（受賞者2名）・作品賞4点（受賞者20名）、および功労賞13名を決定した。
- 5) 平成21年度コンクリート技士・同主任技士試験およびコンクリート診断士試験の合格者を決定した。

(3) 登録事項その他

- 1) 平成21年6月4日に、役員ならびに資産総額の変更

登記を完了した。

- 2) 平成 21 年 6 月 12 日に、平成 20 年度業務および財産状況等の報告、および役員ならびに資産総額の変更登記完了報告を国土交通大臣に提出した。

(4) 委員会

委員会	委員長	委員数	部会数	委員会開催数	
				委員会	部会等
企画調整委員会	阪田 憲次	14	0	7	0
総務財務委員会	富田 六郎	9	0	2	0
定款・規則改定委員会	富田 六郎	10	0	5	0
役員候補推薦・調整委員会	河野 広隆	16	0	2	0
協会賞選考委員会	榊田 佳寛	20	0	3	0
公益法人制度改革対応委員会	辻 幸和	12	0	5	0
学術委員会	榊田 佳寛	13	0	0	0
研究委員会	前川 宏一	19	1	3	2
技術委員会	魚本 健人	12	0	1	0
標準化委員会	魚本 健人	10	0	0	0
資格・講習委員会	魚本 健人	11	0	1	0
国際委員会	芳村 学	12	0	4	0
広報委員会	富田 六郎	14	1	0	12
コンクリート工学編集委員会	陸好 宏史	38	12	11	14
コンクリート工学論文集編集委員会	大津 政康	20	0	6	0
ACT 編集委員会	三橋 博三	12	0	6	0
文献調査委員会	楠 浩一	20	2	10	18
コンクリート工学年次大会委員会	榊田 佳寛	16	0	2	0
コンクリート工学年次大会 2009 (札幌) 実行委員会	田畑 雅幸	71	9	1	9
コンクリート工学年次大会 2010 (さいたま) 実行委員会	大即 信明	64	5	4	15
コンクリート工学年次論文査読委員会	橋高 義典	37	0	3	1
コンクリートセクターにおける地球温暖化物質・廃棄物の最小化に関する研究委員会	堺 孝司	28	4	2	14
コンクリート材料ならびに関連規格の国際調査研究委員会	魚本 健人	26	5	0	9
混和材料から見た収縮ひび割れ低減と耐久性改善に関する研究委員会	名和 豊春	32	5	4	14
性能指向型耐震補強研究委員会	菅野 俊介	27	3	2	19
セメント系材料の自己治癒技術の体系化研究委員会	五十嵐心一	20	4	4	4
コンクリートと補強材の付着定着挙動と構成則の利用研究委員会	島 弘	30	3	4	4
プレキャストコンクリート製品の性能設計と利用研究委員会	久田 真	27	4	3	9
高性能膨張コンクリートの性能評価とひび割れ制御システムに関する研究委員会	坂井 悦郎	27	3	3	11
コンクリートに関連する品質基準・試験方法の解釈研究委員会	阿部 道彦	18	2	2	7
コンクリートの高温特性とコンクリート構造物の耐火性能研究委員会	野口 貴文	25	3	4	9
コンクリートの基本技術調査委員会	山本 泰彦	39	4	4	21

マスコンクリートソフト作成委員会	田辺 忠顕	20	0	10	0
コンクリート構造物の長期性能シミュレーションソフト作成委員会	武若 耕司	15	2	1	7
「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針」英文化委員会	大即 信明	19	5	3	1
「マスコンクリートのひび割れ制御指針」英文化委員会	佐藤 良一	23	8	1	15
既存コンクリート構造物の性能評価指針作成委員会	三橋 博三	24	6	1	19
残コン・戻りコンの発生抑制及び有効利用に関する技術検討委員会	十河 茂幸	22	3	3	23
コンクリート試験方法 JIS 原案作成委員会	河野 広隆	29	3	3	14
ISO/TC 71 対応国内委員会	上田 多門	65	5	2	30
アジアモデルコード研究委員会	横田 弘	31	4	3	7
JCI 規準委員会	早川 光敬	5	0	0	1
電子情報化委員会	中村 光	11	0	5	1
コンクリートの収縮問題検討委員会	十河 茂幸	14	0	8	7
コンクリート技術講習会委員会	清水 昭之	15	0	3	1
コンクリート技士試験委員会	榊田 佳寛	25	4	3	23
コンクリート技士研修委員会	阿部 道彦	18	1	3	3
コンクリート診断士委員会	清水 昭之	18	0	3	0
コンクリート診断士講習会小委員会	大即 信明	20	0	3	3
コンクリート診断士試験小委員会	坂井 悦郎	49	5	1	40
コンクリート診断士研修小委員会	梅原 秀哲	23	0	3	3
ACF (アジアコンクリート連盟) 対応委員会	野口 貴文	14	1	0	5
計		1 207	117	167	395
				562	

2. コンクリートに関する調査研究

(1) 研究委員会所管の委員会

(A) 平成 21 年度終了する委員会

- 1) TC 081 A コンクリートセクターにおける地球温暖化物質・廃棄物の最小化に関する研究委員会 (平成 20～21 年度)
- 2) TC 082 A コンクリート材料ならびに関連規格の国際調査研究委員会 (平成 20～21 年度)
- 3) TC 083 A 混和材料から見た収縮ひび割れ低減と耐久性改善に関する研究委員会 (平成 20～21 年度)
- 4) TC 084 A 性能指向型耐震補強研究委員会 (平成 20～21 年度)

(B) 平成 22 年度継続する委員会

- 1) TC 091 A セメント系材料の自己治癒技術の体系化研究委員会 (平成 21～22 年度)
- 2) TC 092 A コンクリートと補強材の付着定着挙動と構成則の利用研究委員会 (平成 21～22 年度)
- 3) TC 093 A プレキャストコンクリート製品の性能設計と利用技術研究委員会 (平成 21～22 年度)
- 4) TC 094 A 高性能膨張コンクリートの性能評価とひ

貸 借 対 照 表

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

[総括表]

(単位：円)

勘 定 科 目	一 般 会 計			出版物特別会計	内部取引消去	合 計
	本 部	支 部	小 計			
I. 資 産 の 部						
1. 流 動 資 産						
(1) 現 金 ・ 預 金	254 066 507	18 182 142	272 248 649	4 295 868		276 544 517
(2) 未 収 入 金	775 335		775 335	3 234 354		4 009 689
(3) 前 払 金	35 064 145		35 064 145	0		35 064 145
(4) 棚 卸 資 産	0		0	28 802 375		28 802 375
(5) 部 門 貸 借 勘 定			0	1 339 209	1 339 209	0
流動資産合計	289 905 987	18 182 142	308 088 129	37 671 806	1 339 209	344 420 726
2. 固 定 資 産						
(1) 基 本 財 産	500 000		500 000			500 000
(2) 特 定 資 産						
1) 退 職 給 付 積 立 預 金	26 751 000		26 751 000			26 751 000
2) 減 価 償 却 積 立 預 金	32 000 000		32 000 000			32 000 000
3) 技 士 積 立 預 金	192 000 000		192 000 000			192 000 000
4) 診 断 士 積 立 預 金	100 000 000		100 000 000			100 000 000
5) 事 務 所 移 転 準 備 積 立 預 金	105 000 000		105 000 000			105 000 000
6) 海 外 出 張 旅 費 積 立 預 金	7 500 000		7 500 000			7 500 000
特定資産計	463 251 000		463 251 000			463 251 000
(3) そ の 他 の 固 定 資 産						
1) 什 器 備 品	13 038 115		13 038 115	544 684		13 582 799
2) 造 作 設 備	1 007 594		1 007 594	0		1 007 594
3) ソ フ ト ウ ェ ア	2 714 058		2 714 058	5 264 042		7 978 100
4) 商 標 権	345 185		345 185	0		345 185
5) 電 話 加 入 権	438 451		438 451	0		438 451
6) 差 入 保 証 金	58 536 000		58 536 000	0		58 536 000
その他の固定資産計	76 079 403		76 079 403	5 808 726		81 888 129
固定資産合計	539 830 403		539 830 403	5 808 726		545 639 129
資 産 合 計	829 736 390	18 182 142	847 918 532	43 480 532	1 339 209	890 059 855
II. 負 債 の 部						
1. 流 動 負 債						
1) 未 払 金	27 785 608	40 803	27 826 411	3 577 981		31 404 392
2) 預 り 金	1 479 088		1 479 088	0		1 479 088
3) 前 受 金	175 335 650		175 335 650	5 291 450		180 627 100
4) 部 門 貸 借 勘 定	1 339 209		1 339 209		1 339 209	0
流動負債合計	205 939 555	40 803	205 980 358	8 869 431	1 339 209	213 510 580
2. 固 定 負 債						
1) 退 職 給 付 引 当 金	24 075 900		24 075 900	2 675 100		26 751 000
固定負債合計	24 075 900		24 075 900	2 675 100		26 751 000
負 債 合 計	230 015 455	40 803	230 056 258	11 544 531	1 339 209	240 261 580
III. 正 味 財 産 の 部						
一 般 正 味 財 産	599 720 935	18 141 339	617 862 274	31 936 001		649 798 275
(内 基 本 財 産 へ の 充 当 額)	500 000		500 000	0		500 000
(内 特 定 資 産 へ の 充 当 額)	436 500 000		436 500 000	0		436 500 000
負債・正味財産合計	829 736 390	18 182 142	847 918 532	43 480 532	1 339 209	890 059 855

び割れ制御システムに関する研究委員会

(平成 21～22 年度)

5) TC 095 A コンクリートに関連する品質基準・試験方法の解釈研究委員会 (平成 21～22 年度)

6) TC 096 FS コンクリートの高温特性とコンクリート構造物の耐火性能研究委員会 (平成 21 年度)

(2) 技術委員会所管の委員会

1) コンクリート基本技術調査委員会

2) マスコンクリートソフト作成委員会

3) コンクリート構造物の長期性能シミュレーションソフト作成委員会

4) 「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針」英

文化委員会

5) 「マスコンクリートのひび割れ制御指針」英文化委員会

6) 既存コンクリート構造物の性能評価指針作成委員会

7) 残コン・戻りコンの発生抑制及び有効利用に関する技術検討委員会

(3) 標準化委員会所管の委員会

1) コンクリート試験方法 JIS 原案作成委員会

2) ISO/TC 71 (コンクリート) 対応国内委員会

3) アジアモデルコード研究委員会

(4) 電子情報化委員会

(5) コンクリートの収縮問題検討委員会

平成 21 年度正味財産増減計算書
(平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで)

[総括表]

(単位：円)

科 目	一 般 会 計			出版物特別会計	内部取引消去	合 計
	本 部	支 部	小 計			
I. 経 常 増 減 の 部						
1. 経 常 収 益						
(1) 会 費 ・ 入 会 金						
1) 入 会 金 ・ 正 会 員 会 費	87 182 000		87 182 000			87 182 000
2) 第 I 種 団 体 会 員 会 費	4 028 000		4 028 000			4 028 000
3) 第 II 種 団 体 会 員 会 費	20 725 000		20 725 000			20 725 000
会費・入会金合計 (A)	111 935 000	0	111 935 000			111 935 000
(2) 事 業 収 益						
1) 講 演 講 習 会 等 収 益	109 035 801	9 716 584	118 752 385		1 986 539	116 765 846
2) 技 士 関 係 収 益	302 760 550	1 663 440	304 423 990		1 663 440	302 760 550
3) 診 断 士 関 係 収 益	191 089 060	4 345 600	195 434 660		4 345 600	191 089 060
4) 会 誌 刊 行 収 益	6 873 454		6 873 454			6 873 454
5) 図 書 刊 行 収 益				48 368 154	2 419 440	45 948 714
6) パソコンプログラム頒布				12 390 970		12 390 970
7) 視 聴 覚 教 材 頒 布				621 180		621 180
8) 受 託 研 究 収 入		0	0	5 587 734		5 587 734
事業収益合計 (B)	609 758 865	15 725 624	625 484 489	66 968 038	10 415 019	682 037 508
(3) 雑 収 益 (C)	2 492 893	171 480	2 664 373	2 872 397		5 536 770
(4) 本 部 か ら の 交 付 金 (D)		14 456 780	14 456 780		14 456 780	0
(5) 一 般 会 計 か ら の 繰 入 額 (E)				3 088 399	3 088 399	0
経常収益合計 (F=A+B+C+D+E)	724 186 758	30 353 884	754 540 642	72 928 834	27 960 198	799 509 278
2. 経 常 費 用						
(1) 事 業 費						
1) 調 査 研 究 費	103 981 163	7 593 177	111 574 340			111 574 340
2) 国 際 委 員 会 関 係 費	6 667 734		6 667 734			6 667 734
3) 講 演 講 習 会 費	104 086 958	9 346 981	113 433 939		4 405 979	109 027 960
4) 技 士 関 係 費	125 906 665		125 906 665		1 663 440	124 243 225
5) 診 断 士 関 係 費	126 502 035		126 502 035		4 345 600	122 156 435
6) 会 誌 刊 行 費	108 651 267		108 651 267			108 651 267
7) 協 会 賞 関 係 費	6 685 635	661 678	7 347 313			7 347 313
8) 広 報 関 係 費	10 493 087		10 493 087			10 493 087
9) 図 書 刊 行 費				37 573 077		37 573 077
10) パソコンプログラム作成				14 676 216		14 676 216
11) 視 聴 覚 教 材 頒 布 費				368 382		368 382
12) 受 託 研 究 費				5 591 054		5 591 054
事業費合計 (G)	592 974 544	17 601 836	610 576 380	58 208 729	10 415 019	658 370 090
棚卸資産増加額 (H)	0	0	0	2 748 148		2 748 148
当期事業費 (I=G-H)	592 974 544	17 601 836	610 576 380	55 460 581	10 415 019	655 621 942
(2) 管 理 費						
1) 人 件 費	48 359 614	3 790 595	52 150 209	4 599 439		56 749 648
2) 会 議 費	12 145 557	6 644 452	18 790 009	0		18 790 009
3) 事 務 費	45 199 720	3 703 693	48 903 413	3 173 529		52 076 942
管理費合計 (J)	105 704 891	14 138 740	119 843 631	7 772 968	0	127 616 599
(3) 支 部 へ の 交 付 金 (K)	14 456 780		14 456 780		14 456 780	0
(4) 特 別 会 計 へ の 繰 出 額 (L)	3 088 399		3 088 399		3 088 399	0
経常費用合計 (M=I+J+K+L)	716 224 614	31 740 576	747 965 190	63 233 549	27 960 198	783 238 541
当期経常増減額 (N=F-M)	7 962 144	- 1 386 692	6 575 452	9 695 285	0	16 270 737
II. 経 常 外 増 減 の 部						
1. 経 常 外 費 用						
(1) 固 定 / 棚 卸 資 産 除 却	0	0	0	4 141 051		4 141 051
当期経常外増減額 (O)	0	0	0	- 4 141 051		- 4 141 051
当期正味財産増減額 (P=N+O)	7 962 144	- 1 386 692	6 575 452	5 554 234	0	12 129 686
正味財産期首残高 (Q)	591 758 791	19 528 031	611 286 822	26 381 767		637 668 589
正味財産期末残高 (P+Q)	599 720 935	18 141 339	617 862 274	31 936 001		649 798 275

*研究専門委員会等の活動報告

(平成 20~21 年度)

(1-A-1) TC 081 A コンクリートセクターにおける地球
温暖化物質・廃棄物の最小化に関する研究委員会

日本全体および地域ごとのマテリアルフローならびに材料・
産業ごとのマテリアルおよび物質のフローの実態を明らかにし

財 産 目 録

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

(単位：円)

勘 定 科 目	摘 要	一 般 会 計			出 版 物 特別会計	内部取引 消 去	合 計
		本 部	支 部	小 計			
I. 資 産 の 部							
1. 流 動 資 産							
(1) 現金・預金	手 許 現 金	103 922		103 922			103 922
	各支部・預金期末残高		18 182 142	18 182 142			18 182 142
	普通預金 三井住友銀行 (東京公務部)	118 208 156		118 208 156			118 208 156
	みずほ銀行 (麹町)	4 828 589		4 828 589			4 828 589
	住友信託銀行 (東京営業部)	4 718 158		4 718 158			4 718 158
	半蔵門駅前郵便局	369 652		369 652			369 652
	三井住友銀行 (東京公務部特別会計)			0	2 534 852		2 534 852
	三菱東京 UFJ 銀行 (麹町中央)			0	1 761 016		1 761 016
	郵便振替 00120-5- 99133	13 361 696		13 361 696			13 361 696
	00110-1-132626	10 957 654		10 957 654			10 957 654
	00160-5-604564	1 518 680		1 518 680			1 518 680
	定期預金 三井住友銀行 (東京公務部)	100 000 000		100 000 000			100 000 000
	小 計	254 066 507	18 182 142	272 248 649	4 295 868		276 544 517
(2) 未 収 入 金	会誌 (48-3) 広告掲載料 (株)セメント新聞社	559 335		559 335			559 335
	平成 21 年度会費 (正会員 10 名, 団体会員 2 団体)	176 000		176 000			176 000
	(株)三菱総合研究所			0	2 629 175		2 629 175
	その他 (会誌・図書・パソコンプログラム頒布等)	40 000		40 000	605 179		645 179
	小 計	775 335	0	775 335	3 234 354		4 009 689
(3) 前 払 金	診断士講習会関係費用	17 194 297		17 194 297			17 194 297
	診断士試験関係費用	10 520 721		10 520 721			10 520 721
	診断士研修関係費用	1 341 369		1 341 369			1 341 369
	年次大会 2010 (さいたま) 費用	3 229 698		3 229 698			3 229 698
	技士研修関係費用	2 418 407		2 418 407			2 418 407
	その他 (次年度用費用, 郵便切手)	359 653		359 653			359 653
	小 計	35 064 145	0	35 064 145	0		35 064 145
(4) 棚 卸 資 産	在庫図書およびビデオカセット	0	0	0	28 802 375		28 802 375
(5) 部門貸借勘定	一般会計貸借勘定			0	1 339 209	1 339 209	0
	流動資産合計 (A)	289 905 987	18 182 142	308 088 129	37 671 806	1 339 209	344 420 726
2. 固 定 資 産							
(1) 基 本 財 産	基本財産						
	みずほ銀行	500 000	0	500 000	0		500 000
	基本財産合計 (B)	500 000	0	500 000	0		500 000
(2) 特 定 資 産	1) 退職給付積立預金 三井住友銀行	26 751 000		26 751 000			26 751 000
	2) 減価償却積立預金 三井住友銀行	32 000 000		32 000 000			32 000 000
	3) 技士試験積立預金 三井住友銀行	130 000 000		130 000 000			130 000 000
	4) 技士研修積立預金 三井住友銀行	32 000 000		32 000 000			32 000 000
	住友信託銀行	30 000 000		30 000 000			30 000 000
	5) 診断士試験積立預金 三井住友銀行	50 000 000		50 000 000			50 000 000
	6) 診断士研修積立預金 三井住友銀行	50 000 000		50 000 000			50 000 000
	7) 事務所移転準備積立預金 三井住友銀行	105 000 000		105 000 000			105 000 000
	8) 海外旅費積立預金 三井住友銀行	7 500 000		7 500 000			7 500 000
	特定資産合計 (C)	463 251 000	0	463 251 000	0		463 251 000
(3) そ の 他 の 固 定 資 産	1) 什器備品 事務局使用什器備品一式	13 038 115		13 038 115	33 222		13 071 337
	ビデオマザーテープ第 1 巻~6 巻			0	471 460		471 460
	ビデオ第 5 巻用 版權譲受			0	40 002		40 002
	小 計	13 038 115	0	13 038 115	544 684		13 582 799
	2) 事務所造作設備	1 007 594		1 007 594			1 007 594
	3) ソフトウェア	2 714 058		2 714 058	5 264 042		7 978 100
	4) 商 標 権 (JCI ロゴマーク)	345 185		345 185			345 185
	5) 電 話 加 入 権	438 451		438 451			438 451
	6) 保証金等 事務所借室保証金 三菱 UFJ 信託銀行	58 536 000		58 536 000			58 536 000
	その他の固定資産合計 (D)	76 079 403	0	76 079 403	5 808 726		81 888 129
	固定資産合計 (E=B+C+D)	539 830 403	0	539 830 403	5 808 726		545 639 129
	資産合計 (F=A+E)	829 736 390	18 182 142	847 918 532	43 480 532	1 339 209	890 059 855

(WG 1). 一般に公表・利用されているインベントリデータの収集, そのデータの算出方法の調査を行い (WG 2), ライフサイクルの各段階において CO₂ 削減技術となる要素技術の抽出とその技術の適用による CO₂ 削減量の推定を行い (WG 3), CO₂

および廃棄物の排出削減目標の設定および実現のための提言について検討した (WG 4)。また, 2009 年 6 月に開催された *fib* London Symposium の Sustainability に関するセッションの設計・運営を行った (WG 5)。

勘定科目	摘 要	一 般 会 計			出 版 物 特別会計	内部取引 消 去	合 計
		本 部	支 部	小 計			
Ⅱ. 負債の部							
1. 流動負債							
(1) 未払金	会誌 48-3 等印刷費 (株)技報堂	4 209 428		4 209 428	52 500		4 261 928
	3 月分自動車便運賃 ヤマト運輸(株)	2 508 855		2 508 855	43 090		2 551 945
	研究委員会報告書等印刷費 (株)報光社	10 704 645		10 704 645			10 704 645
	ACT (英文論文誌) 事務処理費他 (株)テキスト	0		0	2 100 000		2 100 000
	郵便振替用紙・封筒印刷代 (株)新田	1 041 198		1 041 198	7 350		1 048 548
	3 月分諸経費定時払他	9 321 482	40 803	9 362 285	1 375 041		10 737 326
	小 計	27 785 608	40 803	27 826 411	3 577 981		31 404 392
(2) 預り金	3 月分源泉所得税, 住民税控除分	1 478 866		1 478 866			1 478 866
	過剰入金分一時預り	222		222			222
	小 計	1 479 088	0	1 479 088	0		1 479 088
(3) 前受金	平成 22 年度コンクリート診断士講習会受講料	112 518 000		112 518 000			112 518 000
	平成 22 年度正会員会費および団体会員会費	62 098 000		62 098 000			62 098 000
	年次大会 2010 (さいたま) テクノプラザ参加費	525 000		525 000			525 000
	講習会・シンポジウム参加費	126 000		126 000			126 000
	コンクリート診断士試験受験願書代金	55 000		55 000			55 000
	コンクリート技士登録更新料および研修受講料	13 650		13 650			13 650
	JCMAC 3 レンタル料金	0		0	5 275 200		5 275 200
	書籍代金	0		0	16 250		16 250
	小 計	175 335 650	0	175 335 650	5 291 450		180 627 100
(4) 部門貸借勘定	出版物特別会計貸借勘定	1 339 209		1 339 209		1 339 209	0
	流動負債合計 (G)	205 939 555	40 803	205 980 358	8 869 431	1 339 209	213 510 580
2. 固定負債							
退職給付引当金	職員退職給付引当金	24 075 900		24 075 900	2 675 100		26 751 000
	固定負債合計 (H)	24 075 900	0	24 075 900	2 675 100		26 751 000
	負債合計 (I=G+H)	230 015 455	40 803	230 056 258	11 544 531	1 339 209	240 261 580
Ⅲ. 正味財産の部	一般正味財産 (E-I)	599 720 935	18 141 339	617 862 274	31 936 001	0	649 798 275

(1-A-2) TC 082 A コンクリート材料ならびに関連規格
の国際調査研究委員会 (平成 20~21 年度)

コンクリートおよびコンクリート材料を主とする建設材料に関する情報共有・交換を行うため、土木学会、カナダ土木学会との共催で、国際シンポジウム (ConMat '09, 2009 年 8 月 24 日~26 日, 名古屋国際会議場) を開催した。また、世界各国の主要な研究者の協力を得ながら、現実に各地域で使用されているコンクリート材料と規格について情報を整理し、同会議の Keynote 講演として、研究委員会の調査成果を報告した。ConMat '09 は、25 か国から 344 名の参加を得て、招待講演・Keynote 講演 12 編を含む 221 編の論文発表が行われるとともに技術展示、現場見学会なども行われ、成功裏に終了した。

(1-A-3) TC 083 A 混和材料から見た収縮ひび割れ低減
と耐久性改善に関する研究委員会 (平成 20~21 年度)

2 年目を迎える本委員会は 4 つの WG に分かれ、活動してきた。WG 1 では内部拘束鉄筋を用いたコンクリートのひび割れ抵抗性試験を多くの機関で実施し、多様なセメント種類ごとにひび割れ抵抗性の差を評価し、ひび割れの予測を行っている。WG 2 では多様な組成のセメントを使用することを想定し、多様なセメントに適する規格として従来の品質規定ではなく、性能規定による方法の提示を試みている。WG 3 では混合セメントで特に問題となる比較的遅い初期強度発現性が耐久性に与える影響を施工条件の観点から取りまとめている。WG 4 では混合セメントや混和材料に関わる文献を広く収集し、種々の混和材が収縮や中性化に与える影響を評価し、施工事例を取りまとめ、将来に向けた提言を行う。

(1-A-4) TC 084 A 性能指向型耐震補強研究委員会
(平成 20~21 年度)

性能指向型耐震補強における目標性能および制約条件と「研究」、「設計」および「実施例」との関わりについて総合的な調査を進めた。研究 WG は、目標性能を満たし制約条件を克服するための最近 10 年間の工法開発について調査し、設計 WG は、「復旧性」と構造物が保有すべき性能、想定地震動に対する性能評価法について調査した。実施例 WG は、目標性能および制約条件に対応させて実施例データを収集した。また、2010 年 12 月に委員会報告会と同時に、ACI-369 (耐震補強) 委員会と共催で ACI-JCI Joint Workshop を開催することとし、その実施に向けて準備を進めた。

(1-B-1) TC 091 A セメント系材料の自己治癒技術の体系化研究委員会 (平成 21~22 年度)

平成 19~20 年度の「セメント系材料の自己修復性の評価とその利用法研究委員会 (TC-075 B)」の活動成果を基礎として、実際の研究や実験の遂行に基づく研究主体の議論を行い、これを国内外に向けて情報発信することを委員会活動の主目的とすることの意味確認を行った。

機動的な研究体制をとるため、委員会内に 3 つの WG を設置し、各委員が各自の研究テーマに応じてどのような形でコミットしていくかを明確にして、WG の活動をスタートした。また、国際的な情報発信の第 1 弾として、2010 コンクリート工学年次大会 (さいたま) にて、国際ワークショップを開催し、欧米および我が国のこの分野の指導的立場にある研究者を、招待講演者として招聘することを決定した。

(1-B-2) TC 092 A コンクリートと補強材の付着定着挙動と構成則の利用研究委員会 (平成 21~22 年度)

コンクリートと補強材の付着定着挙動をミクロ的に捉え、関連する情報整理と FEM における付着構成則の利用に関する提案を行うことを目的とした活動を行っている。本年度は、①付

着問題に対する様々な話題を整理し紹介することを目的とした基本WG, ②付着構成則を与えるためのメゾスケール解析の情報を整理するFEM構成則WG, ③付着構成則を取り入れた部材のFEM解析を行うFEM部材WGおよび④庶務WGの4WGを組織し, それぞれのWGにおける検討項目と活動方法の検討を行った。

(1-B-3) TC 093 A プレキャストコンクリート製品の性能設計と利用技術研究委員会 (平成21~22年度)
プレキャストコンクリート製品(以下, PCa製品)に関し, 製品WGおよび構造物WGに分けて検討を行った。

製品WGでは, PCa製品に限界状態設計法を適用する場合の課題, 性能設計へ移行するために必要な技術情報を整理・検討した。構造物WGでは, 接合部や現場打ちコンクリートとの境界部など, PCa製品を用いた土木・建築構造物の性能を評価するための技術的な課題およびPCaの取替えなどに際して考慮すべき事項を整理・検討した。

(1-B-4) TC 094 A 高性能膨張コンクリートの性能評価とひび割れ制御システムに関する研究委員会
(平成21~22年度)

建築・土木の各規準・指針に取り込むための膨張コンクリートの適切な性能評価方法を構築することを主たる目的とし, 3つのWGを設けて活動を行った。材料性能WG(WG1)では, 膨張材に関する新技術の整理, 性能評価のためのデータ整備, 膨張コンクリートの試験方法に関する議論を行った。ひび割れ抑制効果の評価方法WG(WG2)では, 建築と土木の各種規準・指針へ取込む評価方法の検討を行い, 膨張材協会の協力を得て性能評価手法の部材レベル検証実験を実施する準備を行った。ひび割れ制御システム検討WG(WG3)では, 山口県の産官学協働によるひび割れ抑制対策を分析し, 膨張材を活用したひび割れ制御システムのあり方について議論を行った。

(1-B-5) TC 095 A コンクリートに関連する品質基準・試験方法の解釈研究委員会 (平成21~22年度)
JISに規定されているコンクリート関連の品質基準・試験方法の制定・改正の経緯, 目的, 規定事項の本来の意味・解釈について精査して解説書を作成することを目的に, 品質WGと試験法WGという2つのWGを設置し, 調査対象とするJISの抽出を行った。前者ではコンクリートに使用される材料のうち, JIS A 5308で扱われているセメント・骨材・混和材料・水の規格を, また, 後者では同じくJIS A 5308で扱われている規格のほか, コア・割裂引張強度・長さ変化および凍結融解試験のような基本的な規格を対象に調査を行うこととし, 対象JISの制定時からの規格およびその解説とともに, 引用規格およびJISの制定・改正に関連する国際規格・海外規格を収集し, 様式を定めて整理の作業を開始した。

(1-B-6) TC 096 FS コンクリートの高温特性とコンクリート構造物の耐火性能研究委員会
(平成21~22年度)

現状では必ずしも明確ではないコンクリートの超高温時における特性と火災時における構造物の耐荷性や変形性との関係についての技術の現状について, これまでの国内外の火災事例および研究事例や, コンクリートの試験方法およびコンクリート構造物の防耐火に関わる制度・規格法規を調査することによって把握し, 今後検討すべき項目・内容を整理した。設計・構造ワーキンググループ, 調査診断・補修補強ワーキンググループおよび材料ワーキンググループを設置し, 耐火設計や耐火性能照査(検証)方法の現状, コンクリートの標準的な(超)高温

物性試験方法, コンクリート部材の標準的な耐火試験方法, 耐火材料・耐火コンクリート, 火害を受けたコンクリート構造物の調査法および性能の評価・判定方法について文献調査を行い, 耐火コンクリート構造物(コンクリート製品含む)の設計, 施工(製造), 維持管理全体に関する最新技術の現状を取りまとめた。

(2-1) コンクリート基本技術調査委員会

コンクリートの基本技術のうち, 「コンクリートの打込み・締固め技術」, 「コンクリートの養生技術」, 「コンクリートの不具合補修技術」, 「ポンプ圧送技術」の4テーマのWGの活動を行った。各WGでは, それぞれの技術の課題と基本とするべき方向を議論し, それらの成果を年次大会札幌大会における研究集会で紹介し, 参加者との意見交換により, さらなる情報を得た。また, コンクリートポンプ施工技術調査委員会では「JCIコンクリート圧送工法ガイドライン」をテキストとして, 6月に東京で講習会を開催し圧送技術の啓蒙を図った。

さらに, 平成22年度に活動するべく, 「細骨材WG」, 「配調合WG」のメンバーを公募し, WG主査による準備を始めた。

(2-2) マスコンクリートソフト作成委員会

本年度は下記の活動を行った。

- ① マスコンクリート3次元温度・乾燥・自己収縮応力解析プログラム(JCMAC3)をリリースし, レンタルを開始した。本年3月現在で32のユーザーへレンタルしている。
- ② JCMAC3バージョンアップ
 - ・分布モデルによるひび割れ幅解析
 - ・本協会指針, 土木学会標準示方書, および日本建築学会標準仕様書類に対応
 - ・経験コンター図出力機能の追加
 - ・オプション/CADインターフェイス, NASTRANインターフェイス作成
- ③ ひび割れ幅解析を追加したJCMAC3のバージョンは, 4月にリリース。
- ④ JCMAC3ユーザー対象講習会の開催, およびJCMAC1, JCMAC2のサポート

(2-3) コンクリート構造物の長期性能シミュレーションソフト作成委員会

平成22年1月に中性化および塩害, 凍害をシミュレートできるLECCA2.0を完成させ, 市販を開始した。あわせて, コンクリート構造物の長期性能シミュレーションソフト(LECCA2)作成委員会報告会を開催し, 普及に努めた。

(2-4) 「コンクリートのひび割れ調査, 補修・補強指針」英文化委員会

本年度事業において, 「コンクリートのひび割れ調査, 補修・補強指針-2009-」の英語版を作成した。また, この英語版を用いてチェンマイ(タイ)およびマニラ(フィリピン)において講習会を開催した(チェンマイ60名, マニラ330名の参加)。さらに, 国内各支部での講習会の開催(新潟, 名古屋, 金沢, 福岡)に講師を派遣した。

(2-5) 「マスコンクリートのひび割れ制御指針」英文化委員会
「マスコンクリートのひび割れ制御指針2008」の英語版を作成するため, 英語版としたときの頁数の調整を図りながら, 英訳すべき内容(本文, 解説, 参考資料)の選別, 選別した指針部分の文章, 図表の見なおし(英文に適切な文章, 図表)を行った。また, 指針, 参考資料の一部については英訳を行った。

(2-6) 既存コンクリート構造物の性能評価指針作成委員会
これまでのJCIにおける委員会活動で積み上げてきた成果を

中心に、既存コンクリート構造物の性能評価に関する JCI 指針を作成し、性能評価の発注者や技術者にその拠所となる技術指針を提供することを目的に、委員会活動を進めてきた。指針(案)全体を6つの部分に分けて、それぞれに WG を設け、各 WG の主査が全体委員会の幹事を務める形で全体の整合を図りながら、指針(案)の本文と解説の作成を行った。

(2-7) 残コン・戻りコンの発生抑制及び有効利用に関する技術検討委員会

残コン・戻りコンの実情をより正確に把握するため、各分野の技術者に対してアンケート調査を行い、現状の課題を抽出するとともに発生抑制と有効利用に関連する技術を調査して中間報告書を作成し報告の場を設けた。さらに、新技術の調査を目的としてシンポジウムを中間報告会と同時に開催し、実態の調査、抑制技術、有効利用の具体的な方策の整理をした。

(3-1) コンクリート試験方法 JIS 原案作成委員会

次の試験方法 JIS の改正原案を作成した。

A 1103-2003 骨材の微粒分量試験方法

A 1101-2005 コンクリートのスランプ試験方法

A 1115-2005 フレッシュコンクリートの試料採取方法

A 1116-2005 フレッシュコンクリートの単位容積質量試験方法及び空気量の質量による試験方法(質量方法)

A 1119-2005 ミキサで練り混ぜたコンクリート中のモルタルの差及び粗骨材量の差の試験方法

A 1122-2005 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験方法

A 1128-2005 フレッシュコンクリートの空気量の圧力による試験方法(空気室圧力方法)

A 1137-2005 骨材中に含まれる粘土塊量の試験方法

(3-2) ISO/TC 71 (コンクリート) 対応国内委員会

1) ISO 規格案等への対応

次の各種規格案等に対する投票に対応した。

- ・ DIS 1920-10 Testing of concrete Part 10: Determination of static modulus of elasticity in compression (コンクリート試験 part 10: 圧縮による静弾性係数試験)
- ・ DIS 12439 Mixing water for concrete (コンクリート用練混ぜ水)
- ・ FDIS 12439 Mixing water for concrete (コンクリート用練混ぜ水)
- ・ FDIS 22966 Execution of concrete structures (コンクリート構造物の施工)
- ・ ECP 203: 2007 の ISO 19338 (構造用コンクリートの国家規格認証のための性能と評価要件) の A.2 章への追加に対する投票
- ・ CD 14484 Guidelines for design of concrete structures using fiber-reinforced polymer materials (FRP 材を用いたコンクリート構造物の設計のためのガイドライン)
- ・ TC 71/SC 3/WG 5 (Grout for prestressing tendons) の設置に対する投票

2) ISO/TC 71 および各 SC への対応

2009 年 11 月にアメリカ・ニューオリンズにて開催された ISO/TC 71/SC 8 のワークショップに、国内対応委員会の堺孝司委員と野口貴文委員を派遣した。また、2010 年 2 月に韓国・ソウルにて開催された ISO/TC 71/SC 7 コンビナー会議に、国内対応委員会上田多門委員長を派遣した。

(3-3) アジアモデルコード研究委員会

経済産業省からの受託事業である「社会環境整備・産業競争力強化型規格開発事業(個別産業技術分野に関する標準化)」として、「コンクリート構造物のライフサイクルマネジメントに関する国際標準化」の研究(3年間)に着手した。目標とすべき国際標準として、「コンクリート構造物のライフサイクルマネジメント」、「コンクリートおよびコンクリート構造物の環境ラベリング」および「既存コンクリート構造物の耐震診断および耐震補強」を抽出し、それぞれ設計 WG、材料・施工 WG および維持管理 WG において議論した。加えて、「プレキャストコンクリート」のレベル 2 文書の公開およびいくつかのレベル 3 文書の原案作成・検討および発刊のための準備作業等を行った。

(4) 電子情報化委員会

本委員会は、協会全体に関わる情報の電子化、情報技術の有効活用に関する議論を行い、関連委員会に電子情報化についての提案を行っていくことを主要な活動項目としている。

本年度は主に以下の項目に関して議論し、具体的な活動を行った。

- ・ 月 1 回のメールニュースの原稿作成、配信
- ・ 講習会などのリマインダーメールの配信開始
- ・ メールニュースの内容改善ならびに閲覧者増加の方策の検討
- ・ 研究委員会ホームページの作成支援ならびに更新の推進
- ・ 協会ホームページリニューアルならびに運用方法・内容の検討支援
- ・ 既出版物のデジタルアーカイブ化推進に関する検討
- ・ 会員専用ページのシステムの検討と作成

(5) コンクリートの収縮問題検討委員会

前年度に行われた委員会での討議内容をまとめた中間報告会を、7 月 2 日に東京・品川区立総合区民会館小ホール、および 7 月 6 日に大阪・建設交流館において開催した。

中間報告会で得られた意見や情報を参考にして、さらに議論を深め、コンクリートの収縮に関する対応についての委員会提案を報告書としてまとめ、3 月 23 日に東京・品川区立総合区民会館大ホールにおいて最終報告会を行った。

3. 国際的協力および交流

- (1) 2009 年 8 月 16 日～17 日に、シンガポールにおいて開催された第 34 回 Conference on Our World in Concrete & Structures に、富田六郎本協会副会長が出席して開会式で挨拶するとともに、基調講演を行った。
- (2) 2009 年 8 月 24 日～26 日に、名古屋国際会議場において、土木学会およびカナダ土木学会と共催で、第 4 回建設材料に関する国際会議(ConMat '09)を開催した。
- (3) 2009 年 9 月 6 日～8 日に、イスラエル・ハイファにおいて開催された RILEM TAC および EAC 会議に、野口貴文国際委員会委員を派遣した。
- (4) 2009 年 9 月 11 日に、タイ・バンコクで開催された国際コンクリートモデルコード委員会(ICCMC)総会に、アジアコンクリート連盟(ACF)支援の一環として、上田多門 ACF 副会長、アジアモデルコード委員会の野口貴文委員を派遣した。
- (5) 2009 年 9 月 12 日に、タイ・バンコクで開催された ACF 正副会長会議および ACF 総会に、ACF 支援の一環として、上田多門 ACF 副会長、野口貴文 ACF 対応委員会委員長を派遣した。
- (6) 2009 年 11 月 3 日～6 日に、米国・ニューオリンズで開催された ACI Fall Convention および ACI International

Partnerships Committee に阪田憲次本協会会長が出席した。

- (7) 2009 年 11 月 7 日～11 日に米国・ニューオリンズで開催された、ISO/TC 71/SC 8 と ACI との共催による Sustainability Forum に、ISO/TC 71 対応国内委員会の堺孝司委員 (ISO/TC 71/SC 8 議長) および野口貴文委員 (同幹事) を派遣した。また、同時期に開催された ACI の各種環境関連委員会会議に出席して、アメリカの動向を調査した。
- (8) 2010 年 2 月 2 日～3 日に、韓国・ソウルにて開催された ISO/TC 71 コンビナー会議に、ISO/TC 71 国内対応委員会の上田多門委員長 (TC 71/SC 7 幹事)、ならびにアジアモデルコード委員会の横田弘委員長と同武若耕司委員を派遣した。
- (9) 2010 年 3 月 12 日～15 日に、タイ (チェンマイ)、フィリピン (マニラ) で開催された Seminar of Practical Guideline for Investigation, Repair and Strengthening of Cracked Concrete Structures -2009- に、講師として、コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針英文化委員会の大即信明委員長ほか 5 名を派遣した。
- (10) 2010 年 3 月 21 日～23 日、米国・シカゴで開催された ACI Spring Convention および ACI International Partnerships Committee に、阪田憲次会長、陸好宏史国際委員会委員が出席して、今年 3 月に ACI 副会長を退任した Tolley 氏に盾と記念品を贈呈した。
- (11) 2010 年 3 月 21 日～23 日に、米国・シカゴで開催された ISO/TC 71/SC 8 に、アジアモデルコード委員会の野口貴文委員が出席した。
- (12) アジアコンクリート連盟 (ACF) への対応

2009 年に ACF 会長職および事務局は韓国 KCI に引き継がれたが、JCI が ACF 設立以来払ってきた努力を結実させ、今後とも ACF に対して積極的に関与してそのアジア戦略を充実させていくために、ACF 内研究活動のスポンサーシップ、ACF 主催セミナーの開催、アジアにおけるコンクリート関連情報の調査、ACF ホームページの充実、国内資格の相互承認および国際資格制度の創設、各国学協会の会員資格の相互認証制度などについて検討した。

また、「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針」に関するセミナーを ACF 共催で実施することを ACF に提案した結果、JCI-VCA-ACF 共催での実施に向けた検討が現実に進められている。さらに、アジアにおけるコンクリート関連情報を ACF ホームページに掲載するための準備として、国内の情報収集を開始した。

4. 会誌・論文集・研究報告・図書等の刊行

- (1) 会誌「コンクリート工学」を毎月 1 回刊行して会員に頒布した。
特集テーマは次のとおりである。
 - 1) コンクリート技術を次世代に活かすために 平成 21 年 5 月号
 - 2) インフラをマネジメントする 平成 21 年 9 月号
 - 3) 地域に根ざしたコンクリート技術 平成 22 年 1 月号
- (2) コンクリート工学論文集を年 3 回 (5 月、9 月、1 月) 刊行して、会員に頒布した。
- (3) 英文ジャーナル 'Journal of Advanced Concrete Technology' の Vol.7 No.2, Vol.7 No.3, Vol.8 No.1 を刊行する

とともに、WEB (J-Stage) で検索閲覧ができるようにした。

- (4) 次の論文集、研究報告書、テキスト等を刊行した。
 - 1) コンクリート工学年次論文集 第 31 巻 2009 年 (CD-ROM 版)
 - 2) プレキャストコンクリート製品の設計と利用研究委員会報告書
 - 3) ピロティ式構造物及びラーメン高架橋の耐震性能と耐震対策研究委員会報告書
 - 4) プレストレス技術の有効利用研究委員会報告書
 - 5) 施工の確実性を判定するためのコンクリートの試験方法とその適用性に関する研究報告書
 - 6) コンクリート圧送工法ガイドライン 2009 および解説、および同ポケット版
 - 7) 残コン・戻りコンの発生抑制と有効利用に関するシンポジウム (論文集・委員会中間報告書)
 - 8) コンクリートの収縮問題とその対応-委員会中間報告とパネルディスカッション
 - 9) コンクリートの収縮問題検討委員会報告書
 - 10) コンクリート技術の要点 '09
 - 11) 平成 21 年度コンクリート技士研修テキスト
 - 12) コンクリート診断士研修会調査報告書 '09
 - 13) コンクリート診断技術 '10
 - 14) Proceedings of 4th International Conference on Construction Materials Performance, Innovations and Structural Implications (ConMat '09)
 - 15) Technical Committee Reports 2009 (JCI 研究委員会報告書要旨)

5. 講演会・講習会・シンポジウム等

- (1) コンクリート工学年次大会
コンクリート工学年次大会 2009 (札幌) を平成 21 年 7 月 8 日 (水)～10 日 (金) の 3 日間、札幌コンベンションセンターにおいて開催した。

田畑実行委員長の開会の辞、阪田会長の挨拶、および榊田副会長による JCI 活動報告に引き続いて次の行事が行われた。

- 1) 第 31 回コンクリート工学講演会
講演題数 641 編 参加者 1546 名
- 2) 特別講演 聴講者 304 名
「地球環境システムにおける寒冷圏の役割」
北海道大学名誉教授 若土正暁氏
- 3) リサーチプラザ (パネル展示とディスカッション)
研究専門委員会研究成果の発表
パネル展示 7 件 24 枚 聴講者 延べ 84 名
- 4) 生コンセミナー：基調講演 2 題とパネルディスカッション
テーマ「耐久性向上を目指して」 参加者 500 名
- 5) 研究集会
 - ①技術委員会所管の 2 委員会による活動成果報告と質疑討論 参加者 160 名
 - ②ランドマーク論文紹介 参加者 82 名
- 6) コンクリートテクノプラザ
展示 54 件 (65 小間) 入場者 延べ 8300 名
技術紹介セッション 33 件
- 7) 見学会
 - ①北海道横断自動車道 久留喜トンネルと夕張シューパ

ロダム 参加者 37 名
② '北彩都あさひかわ' JR 旭川駅高架化工事現場

参加者 38 名

8) 懇親会 札幌コンベンションセンター

参加者 270 名

9) 閉会式において、論文奨励賞 68 名の表彰が行われ、副賞として、コンクリートにちなんで、「製造(スコップ)」「検査(スランブ)」「使用(こてならし)」の 3 体のオリジナルボルタ人形が贈られた。

(2) 国際会議・国際シンポジウム等

1) 8 月 24 日～26 日に、名古屋国際会議場において、土木学会およびカナダ土木学会と共催で、第 4 回建設材料に関する国際会議(ConMat '09)を開催した。参加者は 344 名であった。

2) 本協会活動、および「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針-2009-」をアジア諸国に紹介するため、同指針英文化委員会による講演会を 3 月 12 日にチェンマイ(タイ)、3 月 15 日にマニラ(フィリピン)において開催した。参加者はチェンマイ会場 60 名、マニラ会場 330 名であった。

(3) コンクリート技術講習会

第 42 回コンクリート技術講習会を、10 月 6 日から 28 日にかけて、会期 2 日間 で全国 7 都市(札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡)において開催した。

聴講者は、全国で 878 名(前年度 767 名)であった。

(4) シンポジウム・セミナー・報告会

研究委員会報告会、シンポジウム等を下記のとおり開催した。

1) 品質と安全を確保するための「コンクリート圧送工法ガイドライン」講習会を 6 月 24 日に、東京・品川区立総合区民会館において開催した。参加者は 123 名であった。

2) コンクリートの収縮問題検討委員会の報告会「コンクリートの収縮問題とその対応(委員会中間報告およびパネルディスカッション)」を 7 月 2 日に東京・品川区立総合区民会館、7 月 6 日に大阪・建設交流館において開催した。参加者は、東京会場 201 名、大阪会場 206 名であった。

また、同委員会の最終報告会「ひび割れ問題を解決するための提案」を 3 月 23 日に、東京・品川区立総合区民会館において開催した。参加者は 514 名であった。

3) 施工の確実性を判定するためのコンクリートの試験法とその適用性に関する講習会を 7 月 31 日に、東京理科大学森戸記念館において開催した。参加者は 83 名であった。

4) プレキャストコンクリート製品の設計と利用研究委員会報告会・シンポジウムを 8 月 7 日に、東京・日本大学理工学部 CST ホールにおいて開催した。参加者は 115 名であった。

5) ピロティー式構造物及びラーメン高架橋の耐震性能と耐震対策研究委員会報告会「大地震時の軽微な被害と復旧性を考慮した耐震構造と設計法」を 9 月 28 日に、東京理科大学森戸記念館において開催した。参加者は 80 名であった。

6) プレストレス技術の有効利用研究委員会「初学者のための PC 構造設計講習会」を 10 月 2 日に、東京・中央大学駿河台記念館において開催した。参加者は 93 名であった。

7) コンクリート構造物の長期性能シミュレーションソフ

ト(LECCA 2)作成委員会報告会を 1 月 25 日に、東京・中央大学駿河台記念館において開催した。参加者は 109 名であった。

8) 残コン・戻りコンの発生抑制と有効利用に関するシンポジウムを 2 月 15 日に、東京・日本大学理工学部 CST ホールにおいて開催した。参加者は 131 名であった。

6. 資格試験・登録・研修

(1) コンクリート技士・同主任技士

1) コンクリート技士試験・同主任技士試験

11 月 29 日(日)に、全国 9 都市(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇)の試験場において、本年度コンクリート技士試験およびコンクリート主任技士試験第一次試験(筆記)を実施した。主任技士第一次試験合格者については、1 月 30 日(土)に、東京において第二次試験(口述)を行った。

受験者は全国で技士 9 693 名、主任技士 3 280 名で、合格者は技士 3 037 名(合格率 31.3%)、同主任技士 392 名(12.0%)であった。

2) コンクリート技士・同主任技士の登録

本年度のコンクリート技士試験・同主任技士試験合格者からの申請に基づき、コンクリート技士 2 989 名(登録率 98.4%)、同主任技士 391 名(登録率 99.7%)の登録を行った。また、登録有効期間(4 年)満了となる登録者、および未登録者からの申請により、更新・再登録を行った。この結果、平成 22 年 4 月 1 日現在の登録者数は、コンクリート技士 40 377 名、同主任技士 9 118 名となった。

3) コンクリート技士研修

本年度コンクリート技士研修会を、6 月 30 日から 8 月 6 日にかけて、全国 11 都市(札幌、仙台、新潟、東京、名古屋、金沢、大阪、広島、高松、福岡、那覇)において開催した。受講者は全国で 7 894 名(前年度 8 359 名)であった。

コンクリート技士試験・同主任技士試験の受験者と合格者、およびコンクリート技士・同主任技士登録者の業種別内訳は、次のとおりである。

業 種	技士試験		主任技士試験		登 録 者	
	受験者	合格者	受験者	合格者	技 士	主任技士
官 公 庁	289	168	52	13	1 259	184
学 校	11	6	5	4	67	50
設 計・コンサル	646	189	98	15	2 231	536
セ メ ン ト	137	71	50	11	672	464
混和剤・鉄鋼・骨材	135	46	130	19	846	410
生コンクリート	2 172	530	1 991	172	10 976	3 160
コンクリート製品	903	263	204	26	3 349	524
建 設	4 425	1 471	550	104	17 564	2 930
電 力・ガ ス	108	47	15	3	428	104
そ の 他	867	246	185	25	2 985	756
合 計	9 693	3 037	3 280	392	40 377	9 118

(2) コンクリート診断士

1) コンクリート診断士講習会

第 9 回コンクリート診断士講習会を 4 月 2 日から 4 月 28 日にかけて、全国 9 都市(札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、高松、広島、福岡、那覇)において開催した。受

講者は4363名（前年度4243名）であった。

2) コンクリート診断士試験

7月26日（日）に、全国9都市（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇）において、コンクリート診断士試験を実施した。

全国の受験者数は5040名（前年度4888名）で、合格者は764名（合格率15.2%）であった。

3) コンクリート診断士の登録

本年度診断士試験合格者からの申請に基づき、761名（登録率99.6%）の登録を行った。また、登録有効期間（4年）満了となる登録者、および未登録者のうちコンクリート診断士研修を受講した1382名の更新・再登録を行った。この結果、平成22年4月1日現在のコンクリート診断士登録者数は7460名となった。

4) コンクリート診断士研修

第5回コンクリート診断士研修を、10月5日から同28日にかけて、全国7都市（札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡）において開催した。研修では、初めて研修を受ける受講者より、事前に提出されたコンクリートの診断・補修等に関する調査報告集（CD-ROM）、および「コンクリート診断士研修会調査報告書'09」を資料として、診断技術の動向、特別講演、および診断士による調査報告が行われ、1382名（前年度705名）が受講した。

本年度の受験者・合格者および登録者の業種別内訳は、次のとおりである。

業 種	受験者数	合格者数	登録者数
官 庁	39	9	59
独立行政法人・事業団・公庫	55	11	69
地方公共団体	175	51	225
大学・学校	9	3	40
設計事務所	77	13	102
コンサルタント	1191	175	1627
エンジニアリング	77	12	95
調査診断	123	15	189
建 設	2224	322	3259
鉄 道	54	9	139
電力・ガス	68	15	210
生コンクリート	350	19	302
コンクリート製品	132	26	215
セメント	83	11	270
道 路	91	30	144
試 験	45	6	47
混和材料	68	8	124
その他	179	29	344
合 計	5040	764	7460

7. 表 彰

2009年日本コンクリート工学協会賞（論文賞、技術賞、奨励賞、作品賞、功労賞）に選考されたのは論文賞2件、技術賞4件、奨励賞3件、作品賞4件、功労賞17名で、通常総会に引き続いて行われた贈呈式において表彰された。

8. 広 報 活 動

社会一般に向けた啓蒙活動として、広報委員会のもとで JCI ホームページに新コンテンツ「四季の散歩道」を制作し、各地のコンクリート構造物等を紹介した。また、会誌「コンクリート工学」、協会パンフレット等により、本協会の活動状況等の広報活動を行った。

9. 公益法人制度改革への対応

昨年2月定例理事会で決議した「公益社団法人への移行認定申請」を目指して、定款・規則改定委員会において、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」および「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」に適合する定款に改定する作業を行い、あわせて本協会の事業を公益目的事業と収益等事業に区分して、協会規則、組織図等の見直しを行った。

この中で、新法人への移行にあたり、法人名を「日本コンクリート工学会」に変更するとともに、代議員制の導入、学生会員の新設等を提案して理事会の承認を得た。

10. 会員の動向

会員種別	平成20年度末 会 員 数	平成21年度中の異動		平成21年度末 会 員 数
		入 会	退 会	
正 会 員	7532	650	741	7441
第1種団体会員	39	2	2	39
第2種団体会員	314	9	11	312
計	7885	661	754	7792

平成22年度事業計画の概要

1. コンクリートに関する調査研究

(1) 研究委員会所管の委員会

(A) 平成22年度継続する委員会

- 1) セメント系材料の自己治癒技術の体系化研究委員会
(平成21～22年度)
- 2) コンクリートと補強材の付着定着挙動と構成則の利用研究委員会
(平成21～22年度)
- 3) プレキャストコンクリート製品の性能設計と利用技術研究委員会
(平成21～22年度)
- 4) 高性能膨張コンクリートの性能評価とひび割れ制御システムに関する研究委員会
(平成21～22年度)
- 5) コンクリートに関連する品質基準・試験方法の解釈研究委員会
(平成21～22年度)
- 6) コンクリートの高温特性とコンクリート構造物の耐火性能研究委員会
(平成21～23年度)

(B) 平成22年度に設置される委員会

- 1) 微破壊試験を活用したコンクリート構造物の健全性診断手法調査研究委員会
(平成22～23年度)
- 2) コンクリートの収縮特性評価およびひび割れへの影響に関する調査研究委員会
(平成22～23年度)
- 3) 社会情勢とコンクリート産業構造の関連性検討委員会
-将来のコンクリート産業の姿-
(平成22～23年度)
- 4) 繊維補強セメント系複合材料の新しい利用法研究委員会
(平成22～23年度)

5) 耐久性力学に基づく収縮影響評価研究委員会
(平成 22～23 年度)

- (2) 技術委員会所管の委員会
- 1) コンクリート基本技術調査委員会
 - 2) マスコンクリートソフト作成委員会
 - 3) コンクリート構造物の長期性能シミュレーションソフト作成委員会
 - 4) 「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針」英文化委員会
 - 5) 「マスコンクリートのひび割れ制御指針」英文化委員会
 - 6) 既存コンクリート構造物の性能評価指針作成委員会
 - 7) 残コン・戻りコンの発生抑制及び有効利用に関する技術検討委員会
 - 8) サステナビリティ委員会
- (3) 標準化委員会所管の委員会
- 1) コンクリート試験方法 JIS 原案作成委員会
 - 2) ISO/TC 71 (コンクリート) 対応国内委員会
 - 3) アジアモデルコード研究委員会
 - 4) JCI 標準委員会
 - 5) 再生骨材 JIS 改正原案作成委員会

(4) 電子情報化委員会

*研究専門委員会等の活動計画

(1-A-1) TC 091 A セメント系材料の自己治癒技術の体系化研究委員会 (平成 21～22 年度)

各ワーキンググループ間の研究の連携と各委員の実験を支援する体制を構築し、委員各自が自らの実験・研究成果に基づいた形で寄稿できるような委員会報告書の発行を目指す。また、委員会活動の一環を兼ねる委員各自の研究成果を、国外に向けて発表することを、委員会として奨励、支援する方策のあり方の検討を行う。さらに、コンクリート工学年次大会の討論会では、コンクリートの自己治癒技術が世界的にも注目されるトピックであることを強くアピールし、この分野への関心をさらに喚起する内容となるようなプログラムを企画する。以上の活動を通じて、自己治癒技術および材料が、コンクリートの維持管理システムの一部を担う重要な補修技術たりうるとの認識の確立を目指す。

(1-A-2) TC 092 A コンクリートと補強材の付着定着挙動と構成則の利用研究委員会 (平成 21～22 年度)

基本 WG, FEM 構成則 WG, FEM 部材 WG および庶務 WG の 4 WG において、引き続き委員会活動目的に向けた検討を行う。①基本 WG では、付着基礎式や付着構成則に関する既往の文献の整理、指針等の情報整理、従来のテキストなどにおける付着問題の取扱い方など、②FEM 構成則 WG では、付着実験を対象としたメゾスケール解析の情報の整理など、③FEM 部材 WG では、付着割裂破壊を生じた部材実験を共通課題とした FEM 解析などの検討を行い、委員会報告書の取りまとめに向けた活動を行う。また、庶務 WG においてホームページの更新を行うとともに、シンポジウム開催の企画立案を行う予定である。

(1-A-3) TC 093 A プレキャストコンクリート製品の性能設計と利用技術研究委員会 (平成 21～22 年度)

平成 21 年度の検討結果を踏まえ、平成 22 年度はプレキャスト製品ならびにこれを用いた構造物の性能設計手法に資するための技術資料を構築する計画である。

(1-A-4) TC 094 A 高性能膨張コンクリートの性能評価とひび割れ制御システムに関する研究委員会
(平成 21～22 年度)

平成 22 年度収支予算書総括表

(平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで)

(単位：円)

勘 定 科 目	一 般 会 計	出版物特別会計	合 計
I. 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
(1) 会費・入会金収入			
1) 正会員会費・入会金	85 300 000	0	85 300 000
2) 第 I 種団体会員会費	4 000 000	0	4 000 000
3) 第 II 種団体会員会費	20 700 000	0	20 700 000
会費・入会金収入合計	110 000 000	0	110 000 000
(2) 事業収入			
1) 講演講習会収入	70 200 000	0	70 200 000
2) 技士試験関係収入	287 800 000	0	287 800 000
3) 診断士試験関係収入	223 750 000	0	223 750 000
4) 会誌刊行収入	7 500 000	0	7 500 000
5) 図書刊行収入	0	30 000 000	30 000 000
6) パソコンプログラム頒布収入	0	12 000 000	12 000 000
7) 視聴覚教材頒布収入	0	100 000	100 000
8) 受託研究収入	0	5 000 000	5 000 000
事業収入合計	589 250 000	47 100 000	636 350 000
(3) 雑収入	2 200 000	3 000 000	5 200 000
(4) 一般会計からの繰入額*		4 300 000	
事業活動収入合計 (A)	701 450 000	54 400 000	751 550 000
2. 事業活動支出			
(1) 事業費			
1) 調査研究費	128 600 000	0	128 600 000
2) 国際委員会関係費	9 200 000	0	9 200 000
3) 講演講習会費	84 500 000	0	84 500 000
4) 技士試験関係費	132 500 000	0	132 500 000
5) 診断士試験関係費	146 100 000	0	146 100 000
6) 会誌刊行費	117 000 000	0	117 000 000
7) 協会賞関係費	7 700 000	0	7 700 000
8) 広報(ホームページ等)関係費	10 000 000	0	10 000 000
9) 図書刊行費	0	28 000 000	28 000 000
10) パソコンプログラム作成頒布費	0	14 700 000	14 700 000
11) 視聴覚教材頒布費	0	100 000	100 000
12) 受託研究費	0	5 000 000	5 000 000
事業費合計	635 600 000	47 800 000	683 400 000
(2) 管理費			
1) 人件費	13 700 000	1 500 000	15 200 000
2) 会議費	11 800 000	0	11 800 000
3) 事務費	43 400 000	4 600 000	48 000 000
管理費合計	68 900 000	6 100 000	75 000 000
(3) 支部交付金	14 500 000	0	14 500 000
(4) 出版物特別会計への繰出額*	4 300 000		
事業活動支出合計 (B)	723 300 000	53 900 000	772 900 000
事業活動収支差額 (C=A-B)	- 21 850 000	500 000	- 21 350 000
II. 投資活動支出			
1. 固定資産購入支出	10 000 000	0	10 000 000
2. 特定預金積立支出	5 000 000	0	5 000 000
投資活動支出合計 (D)	15 000 000	0	15 000 000
III. 予備費支出 (E)	3 000 000	500 000	3 500 000
当期収支差額 (F=C-D+E)	- 39 850 000	0	- 39 850 000
前期繰越収支差額 (G)	83 966 432	0	83 966 432
次期繰越収支差額 (F+G)	44 116 432	0	44 116 432

*印：内部取引につき、合計欄不算入。

建築・土木の各規準・指針に取り込むための膨張コンクリートの適切な性能評価方法を構築する。WG 1, WG 2 で連携して部材レベルの性能評価手法の検証実験を実施し、過去の多くの研究成果の分析も行い、性能評価手法の体系化を目指す。WG 1 の活動として、膨張コンクリートの普及に向けて、簡易

な品質管理手法の開発を目指す。WG3の活動として、山口県のひび割れ抑制対策をシステムとして分析した結果を参考に、建築・土木での乾燥収縮によるひび割れを膨張材で抑制する場合のシステムのあるべき姿を提示する。これらの活動をまとめ、報告書を作成するとともに、本研究会の目的でもある世界に膨張材の技術を発信する方法についても検討を行う。

(1-A-5) TC 095 A コンクリートに関連する品質基準・試験方法の解釈研究委員会 (平成 21～22 年度)

前年度に抽出したコンクリートに用いられる材料・試験法の規格の収集・整理の作業を品質 WG と試験法 WG でそれぞれ継続する。単に規格変遷の羅列ではなく、その経緯、規格改正に与えた社会情勢や材料品質の変化など、その背景を考慮した整理を行う。品質 WG と試験法 WG の作業の調整は幹事会を中心にして行う。また、不明な点がある程度まとめて、当時の委員の方に伺うことも検討する。成果の公表の方法として、シンポジウムや論文投稿という形より技術解説書的なものを作成する方向で検討を進める予定である。この資料は将来の JIS の規格・規定の改廃や規格の国際整合化にとっても有効な資料になりうると考えられる。

(1-A-6) TC 096 FS コンクリートの高温特性とコンクリート構造物の耐火性能研究委員会 (平成 21～23 年度)

前年度に抽出した課題の解決に向けて、3 テーマの WG で検討を継続する。設計・構造ワーキンググループでは、火災外力と火災応答に関して現状分析と課題の抽出を行うとともに、内外の最新の耐火設計事例を収集し、建築物のみならず地下構造物や屋外空間における火災をも評価可能な耐火設計の新たなシナリオを提示する。調査診断・補修補強ワーキンググループでは、火害調査・診断・評価および判断方法の事例収集と技術の現状整理、火災後の調査・診断に関する試験方法を確立するための研究課題の提示、火災後の部材および構造物に対する健全性評価方法の検討、および火災後の補修材料・補強方法に関する技術の整理と選定方法の提案を行う。また、材料ワーキンググループでは、標準的な試験方法の提案に向けた基礎資料の作成、および解析用・設計用の標準的な材料物性値の提案に向けた基礎資料の作成を行う。

(1-B-1) TC 101 A 微破壊試験を活用したコンクリート構造物の健全性診断手法調査研究委員会 (平成 22～23 年度)

近年、検査手法の進歩はめざましく、構造物の強度や中性化深さなどコンクリート構造物の劣化状態を表すパラメータを直接把握でき、かつ採取箇所や試験数量に制約を受けない、小口径コアやドリル削孔等の微破壊検査技術が実用化され、部材レベルでの劣化データを精度良く把握できるようになってきた。しかしながら、現状では健全性診断の第 1 ステップである「検査＝劣化データ採取の段階」に留まっており、次のステップである、「劣化予測・評価」といった「健全性診断」に、これらの結果が十分に活用されているとはいえない。

本委員会では、これまで種々提案されている微破壊あるいは非破壊と組み合わせた検査から得られたデータをどのようにして要素の劣化状況の判定に結び付けているかを調査し、構造物の健全性はどのようなパラメータで評価するのが合理的か検討、検査から健全性診断までを統一的に評価する手法を確立することを目的に活動を行う。

(1-B-2) TC 102 A コンクリートの収縮特性評価およびひび割れへの影響に関する調査研究委員会

(平成 22～23 年度)

平成 20 年 9 月より 1 年半の期間で行われた会長特別委員会「コンクリートの収縮問題検討委員会」にて今後の課題とされた次の 3 つの技術的問題点を解決することにより、関連団体の要請に整合し、かつ技術的に適切な提案を行い、学術面だけでなく業界の発展に寄与することを目的とした活動を行う。

- ① コンクリートの収縮がひび割れに影響を及ぼす各収縮因子の定量化
- ② コンクリートの収縮率を特定するための材料ごとの評価方法の必要性
- ③ 収縮のメカニズムの明確化

(1-B-3) TC 103 A 社会情勢とコンクリート産業構造の関連性検討委員会 (平成 22～23 年度)

今後のコンクリート産業（建設業界）が進むべき方向性を、将来の産業を担う若手が、社会情勢や第三者からの見られ方も意識しながら、中心となって次の切り口から議論し、その成果を世の中に発信していくことを目的とした活動を行う。

- (1) 産業構造：現在のコンクリート産業は、高度経済成長に対応すべく構築されたものであると考え、今後一層多様化するニーズに対してフレキシブルに対応できるシステムとはどのようなものか
- (2) 技術論：将来の環境・社会・経済状況を見据え、技術としてのあるべき方向性
- (3) 教育：産業の核となる“人”の教育、大学や社会での今後の教育システムについて

(1-B-4) TC 104 A 繊維補強セメント系複合材料の新しい利用法研究委員会 (平成 22～23 年度)

繊維補強セメント系複合材料は、本来付加価値を生みやすい材料にもかかわらず、設計思想に関しては未熟なままである。Performance Based Design を取り入れるべき材料の一つであることを再認識し、技術者にアピールするとともに、次の論点を整理し、繊維補強セメント系複合材料の新しい利用法を模索することを目的とした活動を行う。

- ・環境条件や突発的外力に対する、材料・構造両面における抵抗機構の明確化
- ・繊維補強コンクリートを用いた構造物のライフサイクル

(1-B-5) TC 105 A 耐久性力学に基づく収縮影響評価研究委員会 (平成 22～23 年度)

近年、コンクリートの収縮問題が、骨材自体の収縮やコンクリートの過大収縮の視点から活発に議論されているが、過大収縮がコンクリート構造物に及ぼす作用や性能に及ぼす影響などについてはほとんど検討されていない。よって、これらの解明と設計上の対応が強く求められている。

本委員会では、JCI-TC 061 A の耐久性力学 WG で新たに提唱した耐久性力学による体系化手法に基づき、国内外の研究論文、設計法を、材料と構造の連成問題として分析し、コンクリートの収縮が構造物の構造・耐久性能に及ぼす影響を取りまとめ、今後の研究の方向性の設定や設計法の再構築に資することを目的とした活動を行う。

(2-1) コンクリート基本技術調査委員会

「コンクリートの打込み・締固め技術」、「コンクリートの養生技術」、「コンクリートの不具合補修技術」、「圧送技術」、「細骨材」、「配調合」の 6 WG により、基本技術を整理し、それらの成果を、年次大会の討論会にて紹介し、意見交換を行うとともに会誌や HP 等で情報発信する。

(2-2) マスコンクリートソフト作成委員会

平成 22 年度の主な活動内容は、次のとおり。

(1) JCMAC 3 のバージョンアップ

- ・ 50 万自由度以上の解析に対応できるようにする。
- ・ ひび割れ幅、ひび割れ間隔の解析精度の向上（鉄筋、PC 鋼材を考慮した）
- ・ 膨張コンクリートのエネルギー一定則に基づく効果解析
- ・ 支保工施工時の拘束度の解析

(2) JCMAC 1, JCMAC 2 のバージョンアップ

(3) 技術セミナーの開催 (3 回)

- ・ JCMAC 1, 2, 3 による温度応力解析の基づいたひび割れ照査
- ・ JCMAC 3 ユーザー講習会 (2 回)

(2-3) コンクリート構造物の長期性能シミュレーションソフト作成委員会

平成 22 年度については、以下のような 3 つの課題を取り上げ、「コンクリート構造物の劣化シミュレーションソフト LECCA」の開発とバージョンアップに取り組む。

(1) マクロ環境情報データベースおよび環境外力算定プログラムの見直しの着手

(2) 劣化シミュレーションモデルのさらなるアップグレードへの取組み

(3) 劣化構造物の構造性能シミュレーションモデルに関する検討

(2-4) 「コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針」英文化委員会

前年度に引き続き、海外での講習会を計画している。ホーチミン市およびハノイ市（ベトナム）で 5 月下旬に開催が決定しているほか、ダッカ（バングラデシュ）およびバンコク（タイ）での開催を要請されており検討している。さらに、要請あれば検討する予定である。また、国内での支部あるいは他団体から講師派遣要請があれば対応する予定である。

(2-5) 「マスコンクリートのひび割れ制御指針」英文化委員会

委員が分担し、また重要な部分については外注により指針の英訳を行い、幹事団による全体調整を行った後、直ちに米国人による全文査読を受け英訳を完了する。英文のチェックは、イリノイ大学のデービッド・ランゲ教授に依頼することを予定している。また、欧米で開催される学会時に指針の紹介を行うことを予定しているため（平成 23 年度を予定）、紹介用の資料集（PPT 原稿）の作成を行う。

(2-6) 既存コンクリート構造物の性能評価指針作成委員会

前年度にまとめた本文および解説（案）をさらに精査するとともに、解説に盛り込む適用例の充実を図る。特に、性能評価の基本的な考え方と用語の意味、初期調査と基本性能の評価の方法についての具体例、評価対象構造物の材料特性と構造詳細の調査方法の具体例、材料特性と構造詳細の将来予測の適用事例、既存の性能評価式や詳細な数値解析に基づく性能照査・検証の具体例を解説する。

(2-7) 残コン・戻りコンの発生抑制及び有効利用に関する技術検討委員会

前年度に実施した残コン・戻りコンの課題と現状のアンケート調査結果を整理するとともに、発生抑制、有効利用技術の調査を行い、具体的な方策の検討、有効利用方法の提案、規準に対する提案、さらには環境への負荷低減などの評価を検討する。さらに、年次大会の討論会で紹介し、さらに情報を収集し、当該技術をまとめ、最終の報告会を開催する。

(2-8) サステナビリティ委員会

近年、急激な経済成長ではなく、サステナブルな社会・経済活動を行うことが人類にとって極めて重要であることが認識されるようになってきた。コンクリート・建設分野も例外ではなく、その活動がサステナブルであることが求められている。コンクリートに関する世界の主要な学会等が、サステナブルに向けた活動を始めている。JCI でもこれまで環境関連委員会が設置され様々な検討がなされてきた。サステナビリティ委員会は、これらの活動を社会的に展開することを目的に新たに設置されたものであり、JCI 環境ホームページの開設・メンテナンス、インベントリデータの収集・メンテナンスおよび環境負荷評価ツールの開発、コンクリートのサステナビリティに関するワークショップ・シンポジウム等の開催、等を検討する予定である。

(3-1) コンクリート試験方法 JIS 原案作成委員会

平成 23 年度、24 年度に見直しが予定されている次の JIS に関し検討を行い、必要に応じ改正原案を作成する。

JIS A 1106（コンクリートの曲げ強度試験方法）、JIS A 1108（コンクリートの圧縮強度試験方法）、JIS A 1113（コンクリートの割裂引張強度試験方法）、JIS A 1132（コンクリートの強度試験用供試体の作り方）、JIS A 1102（骨材のふるい分け試験方法）、JIS A 1104（骨材の単位容積質量及び実積率試験方法）、JIS A 1156（フレッシュコンクリートの温度測定方法）、JIS A 1141（骨材中の密度 95 g/cm³ の液体に浮く粒子の試験方法）、JIS A 1142（有機不純分を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験方法）、JIS A 1143（軽量骨材の浮粒率の試験方法）、JIS A 1136（遠心力締固めコンクリートの圧縮強度試験方法）、JIS A 1145（骨材のアルカリシリカ反応試験方法-化学法-）、JIS A 1146（骨材のアルカリシリカ反応試験方法-モルタルバー法-）、JIS A 1147（コンクリートの凝結時間試験方法）、JIS A 1150（コンクリートのスランプフロー試験方法）、JIS A 1105（細骨材の有機不純物試験方法）、JIS A 1111（細骨材の表面水率試験方法）、JIS A 1121（ロサンゼルス試験機による粗骨材のすりへり試験方法）、JIS A 1125（骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法）、JIS A 1126（ひっかき硬さによる粗骨材の軟石量試験方法）

(3-2) ISO/TC 71（コンクリート）対応国内委員会

(1) ISO 規格案（CD, DIS, FDIS, 等）への対応

ISO/TC 71 および各 SC から提案される各種規格案等に対し、詳細な検討を行い投票等に対応する。また、日本から提案した ISO 規格案について各国との調整を図り、早期の規格化を目指す。

(2) ISO/TC 71 および各 SC への対応

2010 年 9 月に予定されている ISO/TC 71 総会および各 SC の会合等に参加し、日本の意見を強く主張する。

(3-3) アジアモデルコード研究委員会

引き続き個別産業技術分野に関する標準化の受託研究を遂行し、標準化のための作業を ISO/TC 71 国内対応委員会と連携して進めていく。また、設計、材料・施工、維持管理のそれぞれのレベル 2 文書の充実のための作業を行う。加えて、設計 WG では、建築および土木の両者を取り入れた耐震設計についてのレベル 3 文書の作成およびせん断設計に関する技術レポートの作成を進める。材料・施工 WG では、自己充填コンクリートのレベル 3 文書の作成を進める。維持管理 WG では、アジア各国における点検診断および補修補強技術の現状に関する調査を行い分析する予定である。また、中性化に対する維持管理のレベル 3 文書の発刊を行う。

(3-4) JCI 規準委員会

研究委員会等が提案した規格案・規準案に対し、JCI 規準と

しての要件を備えているか否かを審議、ISO、JIS等の動きを見据えて、必要に応じた調整を行っていく。

(3-5) 再生骨材 JIS 改正原案作成委員会

当協会が原案作成を行った次の3種の再生骨材 JIS が、順次、定期見直しの時期を迎えるため、これに対応する委員会を発足、内容を精査のうえ改正原案を作成する。

- ・ JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材 H)
- ・ JIS A 5022 (再生骨材 M を用いた再生骨材コンクリート)
- ・ JIS A 5023 (再生骨材 L を用いた再生骨材コンクリート)

(4) 電子情報化委員会

電子情報化による JCI の様々な活動へのメリットならびに電子情報の有効利用方法を検討する。また、電子媒体を通じて、広く社会や会員に有用な情報を提供できるように、他委員会との連携を視野に入れて活動する。具体的には以下の活動を予定している。

- ・ 各種活動における電子情報の有効利用方法の検討
- ・ 会員専用ページのコンテンツの検討
- ・ 既出版物のデジタル化およびデジタルアーカイブによる資料保存の検討
- ・ メールニュースの作成および配信
- ・ ホームページ (協会、研究委員会等) 作成支援
- ・ デジタルアーカイブによる、時間的、地理的な制約を超えた資料提供に関する議論
- ・ 以上の内容を短期、中期、長期目標に区分して具体的な作業項目を示す「電子情報化委員会アクションプラン 2010」の提案

2. 国際的協力および交流

- (1) *fib* Steering Committee に代表委員を派遣する。
- (2) ACI 国際委員会等に代表委員を派遣する。
- (3) RILEM TAC 会議に代表委員を派遣する。
- (4) ISO/TC 71 総会および各 SC に、審議団体である対応国内委員会から委員を派遣する。
- (5) OWICS (シンガポール) 国際会議に、例年通り代表委員を派遣する。
- (6) 第2回 JCI, KCI (韓国), TCI (台湾) 3カ国シンポジウムに代表委員を派遣し、次回 JCI 主催で開催する第3回3カ国シンポジウムの準備活動を行う。
- (7) アジアコンクリート連盟 (ACF) への対応

前年度に議論した ACF 内研究活動のスポンサーシップ、ACF 主催セミナーの開催、アジアにおけるコンクリート関連情報の調査、ACF ホームページの充実、国内資格の相互承認および国際資格制度の創設、各国学協会の会員資格の相互認証制度などについて引き続き検討を行っていく。特に、国内におけるコンクリート関連情報について取りまとめ、それを基にアジアにおけるコンクリート関連情報の調査を開始し、ACF ホームページに掲載できる形式にする。

また、国内資格の相互承認および国際資格制度の創設に向けて、本年11月に台北で開催される第4回 ACF 国際会議において、各国の資格の紹介を行う特別セッションの開催を提案する予定である。

さらに、ACF 会員の拡充を図るために、国内ホームページを構築しコンテンツの充実を図る予定である。

3. 会誌・論文集・研究報告・図書等の刊行

(1) 会誌「コンクリート工学」

月刊「コンクリート工学」を毎月1回刊行して会員に頒布する。特集テーマは次のとおりである。

- 1) コンクリート構造物の診断と補修・補強
平成 22 年 5 月号
- 2) CO₂ 削減に向けて
平成 22 年 9 月号
- 3) 題未定
平成 23 年 1 月号

(2) コンクリート工学論文集

コンクリート工学論文集を年3回 (5月、9月、1月) 刊行し、会員に頒布する。

(3) Journal of Advanced Concrete Technology

英文ジャーナル "Journal of Advanced Concrete Technology" を年3回刊行し、かつ WEB (J-Stage) で検索・閲覧ができるようにする。

(4) 次の論文集を刊行する。

- 1) コンクリート工学年次論文集 第32巻 2010年 (CD-ROM 版)

(5) 次の研究報告書を刊行する。

- 1) コンクリートセクターにおける地球温暖化物質・廃棄物の最小化に関する研究委員会報告書
- 2) 混和材料から見た収縮ひび割れ低減と耐久性改善に関する研究委員会報告書
- 3) 性能指向型耐震補強研究委員会報告書

(6) 下記の出版物を刊行する。

- 1) 第43回コンクリート技術講習会テキスト「コンクリート技術の要点 '10」
- 2) 平成 22 年度コンクリート技士研修テキスト
- 3) コンクリート診断士講習会テキスト「コンクリート診断技術 '11」

(7) 「各研究委員会報告書」要旨の英訳を行う。

4. 講演会・講習会・シンポジウム等

(1) コンクリート工学年次大会

コンクリート工学年次大会 2010 (さいたま) を平成 22 年 7 月 7 日 (水)・8 日 (木)・9 日 (金) の 3 日間、さいたま市の大宮ソニックシティにおいて開催する。

主な行事は次のとおり。

- 1) 第32回コンクリート工学講演会
- 2) 特別講演会：講師 安藤忠雄建築研究所 安藤忠雄氏
- 3) 生コンセミナー：「コンクリートの乾燥収縮 (仮)」
- 4) 討論会：4 委員会による研究成果の発表と討論会
- 5) 見学会：
 - ①東京国際空港 D 滑走路と扇島 LNG タンク
 - ②住友大阪セメント(株)唐沢鉱業所ならびに栃木工場と石灰石資料館
 - ③太平洋セメント(株)熊谷工場、ものづくり大学および川越市の歴史的構造物
 - ④東京駅と東京中央郵便局
 - ⑤免震構造見学コース
- 6) 小学生がつくるコンクリート
- 7) コンクリートテクノプラザ 2010、および技術紹介セッション
- 8) 懇親会：パレスホテル大宮

(2) コンクリート技術講習会

第43回コンクリート技術講習会を2日間の会期で、平成 22 年 10 月、東京など全国主要都市において開催する。

(3) シンポジウム・セミナー・講演講習会

研究委員会報告会、シンポジウム等を次のとおり開催する。

- 1) 「コンクリート価値復活戦略-カーボンニュートラル・ノーウェイストを目指す」に関するシンポジウム
7月30日 東京大学弥生講堂
- 2) 「混和材料から見た収縮ひび割れ低減と耐久性改善」に関する報告会
9月17日 日本大学 CST ホール
- 3) 性能指向型耐震補強研究委員会報告会および JCI-ACI Joint Workshop
12月13日・14日 会場未定

5. 資格試験・登録・研修

- (1) コンクリート技士・同主任技士
 - 1) コンクリート技士・同主任技士試験
コンクリート技士、同主任技士の資格試験を11月28日(日)、全国9都市において実施する。主任技士第一次試験合格者については、平成23年2月5日に第二次試験(口述試験)を東京において行う。
 - 2) コンクリート技士・同主任技士の登録
コンクリート技士制度に基づいて、コンクリート技士、同主任技士試験合格者の登録、ならびに登録有効期間(4年間)満了となる資格者の申請により更新登録を行う。
 - 3) コンクリート技士研修
コンクリート技士制度に基づくコンクリート技士研修を、登録有効期間(4年間)満了となるコンクリート技士資格者および未登録者を対象として、6月30日から8月3日にかけて、全国10都市24会場において実施する。
- (2) コンクリート診断士
 - 1) コンクリート診断士講習会
コンクリート診断士講習会を2日間の会期で、4月1日から同27日にかけて、全国9都市13会場において開催する。
 - 2) コンクリート診断士試験
コンクリート診断士の資格試験を7月25日(日)、全国9都市において実施する。
 - 3) コンクリート診断士の登録
コンクリート診断士制度に基づいて、コンクリート診断士試験合格者の登録、ならびに登録有効期間(4年間)満了となる資格者の申請により更新登録を行う。
 - 4) コンクリート診断士研修
コンクリート診断士制度に基づくコンクリート診断士研修を、登録有効期間(4年間)満了となるコンクリート診断士資格者および未登録者を対象として、コンクリート診断士研修を10月に全国7都市8会場において実施する。

6. 表彰

本協会刊行物に発表された論文・技術報告等の業績により、コンクリートに関する学術・技術の進歩・発展に顕著な貢献をしたと認められたものに対し、「日本コンクリート工学協会・協会賞(論文賞、技術賞、奨励賞)」を、コンクリート構造物の美的表現あるいは環境との調和に貢献したと認められたものに「同(作品賞)」を、そして本協会事業の発展のために、長年にわたり顕著な功労・功績のあった会員に「同(功労賞)」を贈り表彰する。

7. 名誉会員の推挙

定款第12条に基づき総会の議決を経て、若干名の会員に名誉会員の称号を贈る。

8. 広報活動

社会一般に向けた啓蒙活動として、JCI ホームページの充実を図るとともに、会誌「コンクリート工学」、パンフレット等により本協会の活動状況等について広報活動を行う。

9. 公益法人制度改革への対応

本協会は、我が国の土木・建築のコンクリート工学関係者の統一組織として、設立以来40有余年にわたり、コンクリートに関する調査研究、研究成果の普及等の活動を行ってきた。

これらの活動は、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律において、公益目的事業として定義されている「学術及び科学技術の振興を目的とした事業で、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するもの」に該当する。

公益社団法人への移行が認定されると、本協会の社会的信用がさらに高まり、会員の社会的地位の向上につながると考えられるとともに税制面でも優遇されることから、本協会は公益法人制度改革対応委員会の答申に基づき、本年8月を目途に公益社団法人への移行認定申請を行う。

10. コンクリート構造物のライフサイクルマネジメントに関する国際標準化

経済産業省の「社会環境整備・産業競争力強化型規格開発事業」として採択された「コンクリート構造物のライフサイクルマネジメントに関する国際標準化」の活動の一環として、アジアの各国と共同して、「既存コンクリート構造物の耐震診断および耐震補強」、「コンクリートおよびコンクリート構造物の環境ラベリング」および「コンクリート構造物のライフサイクルマネジメント」に関して、ISO規格提案のための原案作成作業を行う。

公益法人改革への対応方針

公益法人制度改革への対応方針を定時43回通常総会に次のとおり付議する。

〔1〕 公益社団法人への移行

公益法人制度改革については、平成20年12月1日より新しい公益3法(法人法、認定法、整備法)が施行され、従来の公益法人は暫定措置である「特例民法法人」となり、5年以内に公益社団(財団)法人か一般社団(財団)法人のいずれかに移行することとなりました。

本協会は、この新公益法人制度への対応方針を検討するため、「公益法人制度改革対応委員会」を設置し、理事会および同委員会で種々検討を重ねてきました。

その結果、本協会は次の基本方針に基づき、新公益法人制度へ対応することとします。

1. 日本コンクリート工学協会は、その活動目的を有効かつ効率的に達成し続けるため、平成22年度を目途に、公益社団法人への移行を図る。

[理 由]

① JCIの活動は公益法人の主旨に合致するものであること
本協会は昭和40年の設立以来40余年にわたり、コンクリート工学の振興を目的として、先輩諸氏も含め会員一同真摯に会務に取組み、その学術・技術の進歩、発展、普及等を通し、公益の増進に貢献してきたとの自負心があり、今回の公益法人の主旨にも合致していると考えます。

② 社会的信用度が高いこと

公益社団法人は、「法人法」に加え「認定法」の厳しい基準を満たして公益認定を受けることから、「法人法」を満たすことで認可される一般社団法人より、社会的信用度が高いと考えられる。これにより本協会の活動が円滑に進められ、会員の社会的地位の向上につながると考えられる。

③ 税制上の特典があること

(法人税の特典)

法人税は、公益目的事業には課税されず、収益事業等(収益事業・共益事業)のうち税法上の収益事業(34業種)に該当するもののみに課税される。

また、収益事業から公益目的事業への支出は「みなし寄付金」とされ、限度額内の損金算入が認められる。

(寄付者の特典)

公益社団法人は、寄付者が優遇措置を受けられる特定公益増進法人に該当することとなる。

上記税制上の特典は、現在のJCIの収益構造上、すぐには大きなメリットとはならないが、現在の国家財政を考えた場合、社団・財団法人に対する税制は厳しくなると推測され、公益法人への特典が、大きなメリットになることも考えられる。

④ 業務量は増大するが大きなコストアップにはならないと見込まれること

公益法人には、公益性を確認するため、毎期相当量の書類提出が見込まれている。そのため、事務局の業務量は増大するが、会計ソフトのバージョンアップ、業務の見直し等により、大きなコストアップにはならないと見込まれる。

2. 公益社団法人への移行に伴いJCIの事業体系を次のとおりとする。

○ 公益目的事業

1. 調査研究事業

調査研究、国際交流、標準化、公益受託研究、公益出版、会誌発行、広報

2. 講演会等事業

年次大会、講習会・講演会・シンポジウム等、国際会議・国際シンポジウム

3. 表彰事業

協会賞、支部表彰

○ 収益事業等

1. 資格付与事業

コンクリート技士、コンクリート主任技士、コンクリート診断士認定制度に係る事業

2. その他

テクノプラザ事業、収益出版、収益受託研究

公益社団法人への移行に伴う財産の変更

認定法の公益認定基準によると、遊休財産額(公益目的事業又は公益目的事業に必要なその他の活動に使うことが具体的に定まっていない財産)は1年分の公益目的事業費相当額を超えてはならないとされている。

本協会の遊休財産額は、平成22年3月末の貸借対照表で試算すると5億7千万円となり、1年分の公益目的事業費相当額(平成23年度予算で4億円)を1億7千万円超過することになる。

したがって、この対策として次のとおり、現行特定資産のうち下記の積立預金を取崩し、基本財産の積み増しと特定資産に新たな積立預金を設定することにより、遊休財産額を圧縮するものである。

1. 特定資産のうち取崩す積立預金

技 士 積 立 預 金	192 000 千円
診 断 士 積 立 預 金	100 000 千円
事務所移転準備積立預金	105 000 千円
海外出張旅費積立預金	7 500 千円
計	404 500 千円

2. 基本財産の増額

上記1.の取崩し金額を原資として基本財産を500千円から200 000千円に199 500千円増額する。

なお、基本財産は、金額が今回の定款変更の案に明記され、「基本財産から得られる果実は、公益目的事業に充当する。」と規定されているので控除財産(遊休財産とはならない資産)となる。

3. 特定資産として新たな積立預金の設定

資格付与事業積立預金

創立50周年事業準備預金

両積立預金の積立金額は上記1.の取崩し金額(404 500千円)から上記2.の基本財産増額に充当した金額(199 500千円)の差額(205 000千円)をもって行うものとし、各積立預金の積立額については理事会に一任いただきます。

1) 資格付与事業積立預金の内容

①目的

本積立預金は次の目的に使用する。

- 財政困難時のコンクリート(主任)技士関連事業およびコンクリート診断士関連事業の事業費に充当
- 将来新たな資格付与事業を始める場合の立上げ資金に充当

②積立方法 理事会の決議による

③運用方法 定期預金

④公益目的保有財産か否か

公益目的保有財産ではない

本資産から生まれる果実は収益事業等の事業費に充当する。

2) 創立50周年事業準備預金の内容

別途理事会で、創立50周年事業計画を作成する。

具体的な計画を作成すれば特定費用準備資金として、控除財産(遊休財産とはならない資産)となる。

公益法人への移行に伴う定款の改定

公益社団法人への移行認定を申請する場合、整備法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）第103条の定めにより、公益認定申請書の添付書類として、移行後の定款となる「定款変更の案」（申請法人に於いて定款変更について必要な手続きを経ているものに限る）を提出する必要がある。

定款変更の案については、定款・規則改定委員会、理事会で検討を重ね、別紙のとおり成案を得ましたので、総会に付議することに致します。

また、定款変更については、行政庁の公益法人移行認定を受けるに際し、訂正等の指導がある可能性がありますので、その際の修正等の処置を理事会に一任頂くことも併せて付議いたします。

〔主な改正点〕

1. 第1条の法人名称を、現行の「社団法人日本コンクリート工学会」から、本協会の目的や活動内容をより適切に表現する「公益社団法人日本コンクリート工学会」に変更する。
2. 第4条の目的を現状に合わせて改定するとともに、第5条の事業については、現在実施している事業で定款に記載のない次の3事業を追加した。
 - ・コンクリート技術の標準化
 - ・コンクリートに関する表彰、奨励
 - ・コンクリートに関する啓発及び広報活動
3. 第5条の法人の構成員を次のとおり変更する。
 - 1) 学生会員の新設
大学（大学院・短期を含む）、高専、高等学校に在学するものは正会員とは別に学生会員とし、会費を減額する。
 - 2) 代議員制の導入
 - ・新しい制度では、総会の普通決議は総社員の議決権の過半数以上の出席が必要とされ、特別決議（定款の変更など）は総社員の議決権の3分の2以上の賛成が必要とされる。
 - したがって、総会を有効かつ効率的に運営するために代議員制を導入する。
 - ・代議員は、各支部を選挙区とし、各選挙区とも会員数500名まで5名、500名を超える100名につき1名の割合で選出する。
 - ・上記によって選出された代議員を法律上の社員とする。
 - ・会員は代議員選挙への被選挙権・選挙権を持つ。
 - ・会員は社員総会に出席して意見を述べるほか、議決権を持たないこと以外は、社員（代議員）と同等の権利を持つ。
4. 第4章役員および第5章理事会関連条文を次のとおり変更する。
 - ・現行定款では、会長、副会長、理事及び監事は選挙で選出することになっているが、法人法の定めに従い、理事及び監事は社員総会の決議で選び、会長、副会長、専務理事は、理事の中から理事会で選出するよう変更する。

・会長を法人法で定める代表理事（法人を代表する理事）とし、理事全員を業務執行理事（業務執行を行う理事）とする。

・定款上、会計監査人の設置を明記する。

5. 第39条で、定期預金2億円を本学会の基本財産とし、その果実（利息）は公益目的事業に充当する旨定める。
6. 第49条で、公益認定取消の処分を受けた場合、公益目的取得財産残額に相当する財産を類似の事業を行う法人又は国或いは地方公共団体に贈与する旨定める。
7. 法人法で定める公告は、電子公告によることとする。
8. 新制度施行に伴う定款の変更は、内閣府公益認定等委員会が作成した「移行認定のための「定款変更の案」作成の案内」に則り行った。
9. 定款変更の施行期日は、公益認定を受けた後、公益社団法人設立登記の日とする。

公益社団法人 日本コンクリート工学会定款

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この法人は、公益社団法人日本コンクリート工学会〔英文の場合は、Japan Concrete Institute（略称 JCI）〕（以下「本学会」という。）と称する。

（事務所）

第2条 本学会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2. 本学会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

（目 的）

第3条 本学会は、会員相互の協力によって、国の内外を問わず、個人、社会、国、地域、又は公共団体等の財産であるコンクリート構造物・施設の安全性の確保、環境との調和、財産保全に係る性能の実現に必要な調査、研究、教育、技術普及に関する活動を行い、もって個人及び社会、並びに人類及び国際社会の利益と福祉の増進に寄与することを目的とする。

（事 業）

第4条 本学会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- （1）コンクリートに関する調査研究
 - （2）コンクリートに関する研究成果の普及
 - （3）コンクリート技術の標準化
 - （4）会誌、研究報告及び資料の刊行
 - （5）講演会、講習会及び研究会の開催
 - （6）情報の収集、紹介及び交換
 - （7）コンクリートに関する表彰、奨励
 - （8）コンクリートに関する啓発及び広報活動
 - （9）国内外のコンクリートに関する組織への参加及びその活動に対する協力
 - （10）コンクリートに関する技術向上をはかるための資格付与と教育
 - （11）その他本学会の目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第3章 代議員等

(法人の構成員)

第5条 本学会は、次の会員により構成される。

- (1) 正会員 本学会の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 団体会員 本学会の目的に賛同して入会した公共機関、学協会並びに企業等の団体
 - (3) 学生会員 大学(大学院、短期大学を含む。)、工業高等専門学校、高等学校、又はこれに準ずる学校に在学し、本学会の目的に賛同して入会した個人
2. 本学会の、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員は、第51条に定める支部を選挙区として、各選挙区とも会員数500人まで5人、500人を超える100人につき1人の割合で選出される代議員をもって社員とする。
- なお、端数は切り上げる。
3. 代議員を選出するため、会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は、理事会の決議により定めた代議員選挙細則による。
4. 代議員は、会員の中から選出する。
- 会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
5. 第3項の代議員選挙において、会員は他の会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会が代議員を選出することはできない。
6. 代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(法人法第278条第1項に規定する訴えの提起を請求している場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員選任及び解任(法人法第63条及び第70条)並びに定款変更(法人法第146条)についての議決権を有しないこととする。)
7. 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
8. 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

- (1) 当該候補者が補欠の代議員である旨
- (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び当該特定の代議員の氏名
- (3) 同一の代議員(2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員)につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9. 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される代議員選挙細則に定める代議員選挙終了の時までとする。
10. 代議員は無償とする。

(会員の権利)

第6条 会員の権利は次のとおりとし、その者に専属する。

- (1) 会員は、代議員の選挙権、被選挙権をもつ。
- (2) 会員は、会誌の配布を受ける。

- (3) 会員は、本学会が主催する事業への参加、及び刊行図書購入について特典を受ける。

- (4) 会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に行使することができる。

- イ 法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧等)
- ロ 法人法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧等)
- ハ 法人法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
- ニ 法人法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
- ホ 法人法第51条第4項及び第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
- ヘ 法人法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
- ト 法人法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
- チ 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

2. 前項第1号及び第2号における会員のもつ権利は各1個とする。ただし、団体会員にあっては、種別に応じて会誌の配布数を定める。

3. 理事、監事又は会計監査人は、その任務を怠ったときは、本学会に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、規則に定めるところにより、入会手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 本学会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員は、規則に定めるところにより会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の議決に基づいて除名することができる。この場合においては、その会員に対しあらかじめ通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本学会の定款、規則又は社員総会の議決に違反したとき。
- (2) 本学会の名誉を傷つけ、又は本学会の目的に反する行為のあったとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して1年以上なされなかったとき。
- (2) 会員が死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会員である団体が解散したとき。

(名誉称号)

第12条 正会員であって、本学会の目的達成に多大の貢献をした者、又はコンクリートに関し、その進歩発達に功績顕著な者には、別に定める規則により総会の議決を経て、名誉会員の称号を贈ることができる。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

2. 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等に係る規程
- (4) 計算書類の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催するほか、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

2. 第16条第2項の請求があった場合、請求のあった日から6週間以内の日を臨時社員総会の日とする社員総会を招集しなければならない。

3. 社員総会の招集は、7日前までに、社員総会に付議すべき事項、日時及び場所を記載した書面をもって代議員に通知するとともに、ホームページ及び会誌をもって全会員に周知する。

ただし、社員総会に出席しない代議員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとする場合は、2週間前までに通知しなければならない。

4. 会員は、社員総会に出席し意見を述べることができる。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思表示があった場合、及び出席できない代議員が第20条の手続きに従って委任状を提出した場合は、当該代議員を出席者とみなす。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第20条 代議員は、他の代議員を代理人として、社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該代議員は、代理権を証明する書面として、委任状を本学会に提出しなければならない。

2. 前項の代理権の授与は、社員総会ごとにしなければならない。

(議事録及び会員への通知)

第21条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事のうちから、社員総会で選任された議事録署名人2名以上が、前項の議事録に記名押印する。

3. 社員総会の議事概要及び議決した事項は、会誌及びホームページをもって会員に通知する。

第5章 役員及び会計監査人

(役員及び会計監査人の設置)

第22条 本学会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 28名以上 33名以内
- (2) 監事 2名以内

2. 理事のうち1名を会長とする。

3. 会長以外の理事のうち、3名以内を副会長とする。

4. 会長及び副会長以外の理事のうち、1名を専務理事とする。

5. 第2項の会長をもって、法人法上の代表理事とし、会長以外のすべての理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

6. 本学会に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第23条 理事及び監事は、会員のうちから社員総会の決議によって選任する。

2. 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3. 監事は、理事若しくは使用人を兼ねることができない。

4. 会計監査人は、社員総会の決議によって選任する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本学会を代表し、その業務を執行する。

3. 副会長は、会長を補佐する。

4. 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会務全般の円滑な運営を司るとともに、理事会から委任された事項の会務を処理する。

5. 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本学会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、次に掲げる職務を行い、かつ、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- (1) 理事の職務の執行を監査すること。
- (2) 業務、財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 社員総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするお

それがあつたと認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があつたと認めるときは、その旨を遅滞なく理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。

(6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があつたと認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。

(7) 理事が本学会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本学会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第26条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書、財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2. 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び使用人に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3. 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

4. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、定時社員総会において別段の決議がされなかつたときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第28条 理事及び監事並びに会計監査人は、社員総会の決議によって解任することができる。

2. 監事は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される社員総会に報告するものとする。

(1) 職務上の義務に違反し、又は義務を怠つたとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があつたとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又は

これに堪えないとき。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事には報酬等を支給することができる。

2. 前項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める役員の報酬等に関する規程による。

3. 会計監査人に対する報酬等は、監事の同意を得て理事会において定める。

(競業及び利益相反取引の制限)

第30条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために、本学会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のために本学会と取引をしようとするとき。

(3) 本学会が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において、本学会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。

2. 前項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員等の賠償責任の免除)

第31条 本学会は、理事、監事又は会計監査人の法人法第111条第1項の賠償責任について、同法に定める要件に該当する場合には、法人法第114条第1項の定めにより、理事会の決議によって、賠償責任額から同法に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第32条 本学会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(4) 業務執行理事の業務の分担の決定

(5) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(6) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(種類及び開催)

第34条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2. 定例理事会は、毎事業年度4回以上開催する。

3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から、理事会の目的である事項を記載した書面をもって、招集の請求があつたとき。

(3) 第25条第5号の規定により、監事が必要と認めて、会長に招集の請求があつたとき。

(招集)

第35条 理事会は会長が招集する。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、副会長が招集する。

2. 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的記録をもって、開催日の

7日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、副会長がこれに当たる。

(決 議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 財産及び会計

(基本財産)

第39条 別表の財産は、本学会の基本財産とする。

2. 前項の基本財産から得られる果実は、公益目的事業費に充当する。

3. 第1項の財産は、社員総会において別に定めるところにより、本学会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。処分するときは、あらかじめ理事会の決議を経て、社員総会の承認を要する。

(事業年度)

第40条 本学会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産の管理及び運用)

第41条 本学会の財産の管理及び運用は、会長が行う。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本学会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2. 前項の書類については、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本学会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を経て定時社員総会に報告しなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. 前項の規定により報告され、承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第5号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第45条 本学会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事の過半数以上が出席し、その3分の2以上の議決を経なければならない。

2. 本学会が重要な財産の処分又は譲受けの場合にあっても、前項と同様の手続きを経なければならない。

(会計原則)

第46条 本学会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、第49条に規定する公益目的取得財産残額の贈与を除き、社員総会の決議により変更することができる。

(解 散)

第48条 本学会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 本学会が公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人である場合を除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は合併の日から1か月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 本学会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 支 部

(支部の設置等)

第51条 本学会の事業を推進するために別表のとおり支部を設置する。

2. 支部の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

3. 支部は、理事会の権限である業務の執行の決定をすることができない。

第10章 事 務 局

(事務局の設置等)

第52条 本学会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3. 事務局長等の重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4. 前項以外の職員は、会長が任免する。
5. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

第11章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第53条 本学会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第54条 本学会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 本学会の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第13章 補 則

(規 則)

第56条 この定款に定めるもののほか、本学会の運営に必要な事項は、理事会の決議により規則に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 本学会の最初の会長は榊田吉弘、会計監査人は、あると築地監査法人鈴木忠光とする。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

別表

基本財産

定期預金 200 000 000 円 三井住友銀行

別表

定款第51条に規定する支部の名称及び地域は、次の通りとする。

1. 北海道支部
北海道全域
2. 東北支部
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
3. 関東支部
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、新潟県、海外
4. 中部支部
岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県
5. 近畿支部
滋賀県、奈良県、京都府、大阪府、和歌山県、兵庫県
6. 中国支部
岡山県、広島県、山口県、島根県、鳥取県
7. 四国支部
香川県、徳島県、高知県、愛媛県
8. 九州支部
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県